

資料 2

# 仙台市音楽ホール検討懇話会

## 報告書

(案)

2019（平成 31）年○月

## 報告にあたって

この報告書は、2017年11月に設置された「仙台市音楽ホール検討懇話会（以下、懇話会という）」の検討結果を取りまとめたものです。約1年半に渡り、懇話会を6回、専門委員を招請した立地検討専門部会を3回開催してきました。

懇話会は意思決定の場ではなく、仙台市が今後進める政策方針・計画を決定していくための考え方や視点、素材となる情報などを提供する場として検討をすすめました。

多岐にわたる課題について検討するなかには、多様な考え方があり、必ずしも一つの方向に絞られない課題も多く、今後の政策的な検討に委ねられる部分が多くあります。しかし、懇話会委員、専門委員を含めて、共通した認識は、施設が整備された10年、20年後において、「この施設があってよかった」と市民が思い、支えてくれる施設、都市にとって「新しい価値を創出し、仙台の価値を高めた」といっていだだける施設であるべきだという点です。その根底には、文化芸術はこれからの中社会にとって重要なソフトインフラ、社会を維持・活性化していく基盤となるという基本的な考え方があります。

日本社会は今後ますます、少子高齢・人口減少に向かって行きます。産業構造も劇的に変化してきました。こうした社会環境の変化により、これまで経験したことのない社会的な課題に立ち向かっていかなければなりません。実演芸術を含む文化芸術は、その課題の解決に立ち向かう力を市民とともに創りだすことができる力を持っているといえます。それは東日本大震災からの復興を経験してきた市民皆さんの共感を得られるのではないかと思います。

仙台市音楽ホールは、単なるホールという建築物＝ハコではなく、これから時代に向けて、文化芸術の持つ可能性を広げ、市民とともに幅広い活動を展開し次代を拓いていく広場となるものです。それは仙台のみならず、東北、さらには日本、世界の人々と繋がり、新しい社会的な価値、文化芸術と地域社会の関係を創っていく拠点ともなるでしょう。

今後、行政としては基本構想の策定などに進むことになりますが、常に最新の知恵や知見を活かしながら、市民の理解と合意を得て、整備が着実に推進されるとともに、施設が目指す活動や必要な人材育成などに、できるだけ早期に取組まれていくことを期待します。

## 目 次

### 第1章 検討の基本的考え方

I	懇話会の目的、位置づけ	
1.	仙台市音楽ホール検討懇話会の目的と位置づけ	3
2.	報告書の考え方と役割	3
II	仙台市音楽ホール検討の前提課題	
1.	これまでの経緯	4
2.	仙台市におけるホール施設の現状と課題	9
3.	国の文化芸術政策の動向、ホール施設の変化	16
4.	都市仙台の役割と動向	18
5.	音楽ホールの必要性	20

### 第2章 施設の考え方

I	基本的方向性	
1.	基本的考え方	23
2.	理念、目的	24
3.	機能構成	26
II	施設の考え方	
1.	施設像	27
2.	主要施設の考え方	30
3.	施設の規模	36
III	事業運営の考え方	
1.	事業運営の考え方	37
2.	事業運営の方向性	39
3.	事業運営の課題	40
IV	管理運営の考え方	
1.	管理運営の考え方	41
2.	管理運営組織の考え方	42
3.	管理運営の課題	43

### 第3章 施設整備の考え方

I	立地と事業手法について	
1.	立地検討と懇話会の役割	45
2.	検討の視点と検討結果の報告	46
II	検討の課題	
1.	検討候補地	47
2.	事業手法	54

<b>III 検討の結果</b>	
1. 候補地検討の結果	5 9
2. 事業手法について	6 6

#### 第4章 今後に向けて

1. 市に期待すること	6 9
2. 今後に向けて	7 0

#### 参考資料

1. 仙台音楽ホール検討懇話会	7 5
設置要綱	
委員名簿	
開催経緯	
2. 立地検討専門部会	7 8
委員名簿	
開催経緯	

# 第1章 検討の基本的考え方

## 1. 懇話会の目的、位置づけ

### 1. 仙台市音楽ホール検討懇話会の目的と位置づけ

(市民の想いを形に)

- 仙台市音楽ホール検討懇話会（以下、「懇話会」と記する）は、以下の3つの事項を検討するものと設置要綱に記されている。
  - (1) 音楽ホールが備えるべき施設機能と規模に関すること
  - (2) 音楽ホールの立地のあり方に関すること
  - (3) その他音楽ホールの整備に係る必要な事項に関すること
- 音楽ホールの整備は、次項Ⅱ-1でみるように、四半世紀の長きに渡る市民の熱い要望に基づく政策課題である。特に、東日本大震災の復興過程において、音楽の持つ力が広く市民に認識されるようになり、「楽都・仙台に復興祈念『2,000席規模の音楽ホール』を！市民会議」など市民が主体となった具体的な推進組織が発足するなど、整備に向けた気運がより一層高まってきた。
- このような市民の動きを背景に、これから時代に向けて音楽ホールを整備するならば、どのような施設であるべきか、どのような場所に整備したらよいか、といった具体的な整備に向けた方向性と課題を明らかにすべく設置されたのが「懇話会」である。
- 「懇話会」はそれぞれに専門的な立場にある委員から構成され、6回開催した。さらに立地のあり方に関しては、専門委員2名を加えた立地検討専門部会を設置し、3回の検討を行った。これらの検討結果をとりまとめたのが、この報告書である。

### 2. 報告書の考え方と役割

(市としての整備事業の推進に向けた基礎として)

- 「懇話会」は意思決定の場ではなく、検討の場であり、今後、市として整備の意思決定を行い、「基本構想」や「基本計画」を策定していくうえでの基礎となる考え方、検討の素材を提供することが求められた。
- そこで、「懇話会」では、施設の理念・目的、機能、主要施設のあり方や施設規模、事業活動、管理運営活動、立地場所や事業手法など、幅広い課題について多面的な検討を行ってきた。
- 文化芸術政策は狭い意味での文化芸術のためだけの政策ではなく、教育、福祉、観光、産業振興、国際交流、まちづくりなどを含めた総合的な政策であるべきことが明確にされている（「文化芸術基本法」）。このような点から、市として事業化していくには、幅広い関連する分野の政策方針との調整、整合化を図り、さらに市民の理解や合意を得なければならない。
- 報告書としては、必ずしも全ての課題について一つの方向性に絞り込むことはしていない。望ましいあり方を提起しつつも、課題がある場合、また、相反する考え方がある場合にはそれを明確に示している。そのようなあり方が、この報告書を契機に、さらに議論を広げ、深めていくために大切であると考えた。

## II 仙台市音楽ホール検討の前提課題

### 1. これまでの経緯

(音楽ホール整備に向けた、長年の市民の熱い要望を背景に)

- 「懇話会」は2017年11月に設置されたが、音楽ホールの整備については、1990年代から市民の熱い要望があり、課題なっていた。過去、具体的検討がなされた時期もあったが、実現には至らなかった。
- 2011（平成23）年の東日本大震災の発災と今日に至る復興の過程で、音楽の力が市民の暮らしや地域の再生に大きな役割を果たすことが広く市民に認識されてきたこととあいまって、改めて音楽ホール整備に向けた市民の要望が高まってきた。2015（平成27年）には「楽都・仙台に復興祈念『2,000席規模の音楽ホール』を！市民会議」が地元音楽団体を中心に設立された。
- 「楽都仙台」とは、仙台国際音楽コンクールや仙台クラシックフェスティバルなど仙台を代表する音楽事業や仙台フィルハーモニー管弦楽団が存在することだけではなく、幅広い市民による多様な音楽活動が活発であること示すものであり、それをさらにこれから時代の市民のプライドとし、仙台のブランドとしていこうという思いがある。その拠点ともなる音楽ホール整備に対する市民の熱い要望、また、地元企業団体等の取組みなどを受けて、「懇話会」が設置されている。

#### 【これまでの経緯の流れ】

##### 【楽都仙台】

市民レベル、学校活動などで合唱や吹奏楽などの音楽活動が活発

- |   |
|---|
| 1989（平成元）年 宮城フィルハーモニー管弦楽団が仙台フィルハーモニー管弦楽団と改称 |
| 1990（平成2）年 仙台ジュニアオーケストラ設立                   |
| 1992（平成4）年 （仮称）仙台市音楽堂の基本構想策定に着手             |
| 1995（平成7）年 「若い音楽家のためのチャイコフスキーオンラインコンクール」開催  |
| 1996（平成8）年 （仮称）仙台市音楽堂 基本計画策定 ⇒その後財政状況により凍結  |

このころから「楽都」、「楽都仙台」を市として掲げるようになる

##### 【音楽の力の認識、音楽ホールへの期待の高まり】

- |  |
|--|
| 2009（平成21）年 前市長の選挙公約で「音楽ホールの検討」が取り上げられる  |
| 2011（平成23）年3月11日 東日本大震災  |
| 2011（平成23）仙台市基本計画の中で「音楽ホールの整備推進」について明記   |
| 2011（平成23）年3月 仙台フィルと市民の有志が「音楽の力による復興センター」設立  |
| 2011（平成23）年3月26日 仙台フィル 第1回復興コンサート開催 以降継続開催   |
| 2012（平成24）年1月 シンポジウム「音楽の力に本拠地を 新たな楽都の建設に向けて」復興提言シンポジウム実行委員会等主催   |
| 2012（平成24）年9月 文化庁文化審議会文化政策部会提言『東日本大震災から学ぶ、文化力による地域と日本の再生』に仙台フィルの活動が「海外の文化団体も注目している。日本の文化の力を海外に発信すべき具体例」と紹介された。 |

※仙台フィルの活動は2015年度から使われている小学校6年生の音楽の教科書（教育出版）に掲載された。

「音楽ホール」整備への期待が高まり、広まってきた

## 【音楽ホール整備の具体化への取組みが動き始める】

- 2014（平成 26）年 7 月 仙台経済同友会、仙台商工会議所、東北経済連合会、みやぎ工業会が連携し、「音楽ホール建設基金創設発起人会」が発足（基金には 2017 年 10 月現在、約 1 億 2 千万円の寄付が寄せられている）
- 2015（平成 27）年 9 月 「楽都・仙台に復興祈念『2,000 席規模の音楽ホール』を！市民会議』が地元音楽団体を中心に設立される
- 2016（平成 28）年 4 月 NHK-E テレにより、東日本大震災後の仙台フィルの活動を追ったドキュメンタリー番組「音楽になにができますか」が放映
- 2015（平成 27）年度、2016（平成 28）年度 仙台市音楽ホール整備検討の基礎調査を実施
- 2017（平成 29）年 11 月 27 日 （仮称）音楽ホールの整備に向けた検討を進めるため「仙台市音楽ホール検討懇話会」を発足

## <参考1 楽都仙台 政策的な楽都事業や楽都を支える主な団体>

### ■仙台国際音楽コンクール

- 仙台国際音楽コンクールは、若い音楽家の育成と世界の音楽文化の振興・国際的文化交流の推進を目的に、仙台市が開府 400 年を記念して 2001 年（平成 13 年）に初めて開催し、以後 3 年毎に開催している。
- ヴァイオリンとピアノの 2 部門で行われ、出場資格は本選開催年に満 28 歳となる者、又はそれより年少の者。
- コンチェルト（協奏曲）を課題曲の中心に据えるという点が大きな特徴となっており、2005 年より国際音楽コンクール世界連盟に加盟している。
- コンクールは、予選、セミファイナル、ファイナルで構成され、主会場は、日立システムズホール仙台（仙台市青年文化センター）コンサートホール（802 席）である。

### ■仙台クラシックフェスティバル

- 「せんくら」という愛称で親しまれている仙台クラシックフェスティバルは、クラシック音楽の普及と聴衆の拡大を目的に、「誰でも気軽に楽しめる音楽フェスティバル」として 2006 年より毎年秋に開催している。
- せんくらの開催にあたっては、仙台フィルハーモニー管弦楽団や仙台国際音楽コンクール、音楽活動を展開する多くの団体、これらを支援する多くの市民ボランティアなど、これまで仙台で育まれてきた音楽的財産を都市の魅力や活力の創出に繋げる「楽都仙台」としての取組みが活かされている。
- せんくらの期間中は、仙台市内の 4 つのホール、街なか、地下鉄の駅などで朝から晩までコンサートを開催される。各会場では、1 公演 45 分又は 60 分の公演時間で、ピアノやオーケストラなどの公演、名曲を集めた公演、お子様も入場可能な公演、演奏家によるトーク付き公演など 1 日を通して様々なコンサートが開かれる。

### ■仙台フィルハーモニー管弦楽団

- 仙台フィルハーモニー管弦楽団は、1973 年（昭和 48 年）に市民オーケストラ「宮城フィルハーモニー管弦楽団」として誕生した。1978 年（昭和 53 年）に本格的なプロのオーケストラとして活動を開始し、1989 年（平成元年）に「仙台フィルハーモニー管弦楽団」と改称した。
- 年間 9 回 18 公演の定期演奏会をはじめ、特別演奏会、依頼演奏会、市内の小中学生を対象とした音楽鑑賞会など、東日本エリアを中心に年間約 110 公演に及ぶ演奏活動を展開している。
- 2018 年度に指揮者体制を一新し、常任指揮者のパスカル・ベロ、首席客演指揮者の小泉和裕が 17 年度末で退任。新たな常任指揮者に飯守泰次郎、レジデント・コンダクターに高関健、指揮者に角田鋼亮を迎える。

### ■仙台ジュニアオーケストラ

- 仙台ジュニアオーケストラは、仙台市の音楽文化の一層の振興と発展を図ることを目的に 1990（平成 2）年 5 月に発足した。団員は、公募による選考で選ばれた小学校 5 年生から高校 2 年生までの児童・生徒で構成されている。
- 音楽監督に平川範幸を、講師には仙台フィルハーモニー管弦楽団のメンバーを迎え、すべてのパートについてプロの演奏家の直接指導を受けている。日立システムズホール仙台（仙台市青年文化センター）を会場にして月 3 回程度の練習を行っている。活動の中心は、秋の定期演奏会と春のスプリングコンサートである。

## ＜参考2 楽都仙台 市民が主体的に取組む主な事業＞

### ■定禅寺ストリートジャズフェスティバル

- 定禅寺ストリートジャズフェスティバルは、1991（平成 3）年 9 月に第 1 回が開催されから、秋の仙台の風物詩として市民に愛されるフェスティバルとなっている。
- 市民とボランティアが中心となって開催する街を舞台としたフェスティバルのモデルといわれる。
- ケヤキ並木の定禅寺通りをはじめ、仙台の街がステージとなり、ビルの入口、公開空地、商店街、公園、広場などがステージとなる。ジャンルはジャズやロック、ワールドミュージック、ゴスペルなど様々であり、演奏参加者にプロ、アマ、年齢などの制限はなく、国内外からの参加がある。

### ■仙台ゴスペル・フェスティバル

- 仙台ゴスペル・フェスティバルは、歌声に特化した、誰でもが気軽に参加でき、参加者と聴衆が一体となって楽しめる市民参加型のフェスティバル。ゴスペルソングに限定せず、アカペラやコーラス、弾き語り等、『歌声』を主にしていればジャンルは問わない。
- 2002 年（平成 14 年）から開催され、都心部を中心に複数のステージが設けられる。定時には全てのステージで同時に同じ歌を歌うなど、「歌声が街中に響き、歌い手、聞き手が共に元気になる、心に寄り添う歌声祭典」（公式 HP）である。

### ■とっておきの音楽祭

- とっておきの音楽祭は、「障害のある人もない人も一緒に音楽を楽しみ、音楽のチカラで、『心のバリアフリー』を目指す音楽祭」（公式 HP）である。例年 6 月初旬に、市内都心部に複数のステージを設け、開催されている。
- それぞれが違うことをお互いに認めあい、それを尊重すること。「みんなちがって みんないい」を大切な合い言葉にしている。
- 2001（平成 13）年に仙台ではじまったこの音楽祭にならって、日本各地で「とっておきの音楽祭 in〇〇」などが開催されるようになっている。

### ＜参考3 震災復興過程での音楽の力の発揮＞

#### ■復興コンサート 700回を超える実績（2017年9月現在）

- 東日本大震災から2週間後、まだいわゆる自肅ムードが拡がっていたころ、仙台フィルハーモニー管弦楽団と市民有志が「音楽の力による復興センター」を設立（2012年9月には一般財団法人に、2014年4月には公益財団法人となって現在に至っている）、そして3月26日に第一回復興コンサートを開催した。この復興コンサートは2017年9月現在までに700回を超えて開催されてきている。
- この「(公財)音楽の力による復興センター・東北」の取組みは、鎮魂、癒し、励ましだけではなく、人と人のつながりを創り、コミュニケーションを興し、自立の支援につながり、心の復興、さらには復興から未来に向かう心を強くするものであると評価されている。また、プロフェショナルな音楽家にとっては、高い専門性のある音楽の提供だけではなく、被災者に寄り添って、あるべき時に、あるべき場所で、あるべき音楽を提供する役割を認識させ、音楽の「新たな社会的役割を開拓」し、市民と共有する音楽の新しい価値を広めたといわれる。

#### ■世界に発信すべき取組みとしての評価

- この取組みは、例えば文化庁文化審議会文化政策部会提言「東日本大震災から学ぶ、文化力による地域と日本の再生」（2012年9月）にも取り上げられ、仙台フィルハーモニー管弦楽団の活動は、『海外の文化芸術団体も注目している。日本の文化の力を海外に発信するにあたり紹介すべき具体例の一つ』と具体的に記述された。
- また、2015年度から使われている小学校の6年生の音楽の教科書（教育出版）に紹介された。
- この仙台フィルハーモニー管弦楽団及び「音楽の力による復興センター・東北」の取組みは震災復興における文化芸術の果たした役割の一つに過ぎない。多くの多様なジャンルの文化芸術団体、アーティスト、大学等機関などが被災地に入り、市民に寄り添い、文化芸術を届け、それぞれに大きな役割を果たしてきていることは言うまでもない。

#### 【復興過程における音楽・芸術の力が教科書に掲載】

- 6年生の音楽の教科書（教育出版発行）で震災復興への音楽の取組みが取り上げられた。被災地で演奏活動を続ける仙台フィルハーモニー管弦楽団の活動が記述されている。
- 5,6年生の国画工作下巻（日本文教出版発行）では、復興におけるアート活動を取り上げ、宮戸小学校（宮城県東松島市）の児童の創作活動が紹介されている。



## ＜参考4 音楽ホールに向けた市民の動き＞

### ■経済団体、音楽団体の動き

- 2012年1月に復興提言シンポジウム・音楽は発信する「音楽の力に本拠地を 新たな楽都建設に向けて」が復興提言シンポジウム実行委員会や音楽の力による復興センター（当時は任意団体）等の主催で開催され、音楽ホールの必要性と継続的なシンポジウム開催が提起された。
- 2013年4月には第2回目として阪神・淡路大震災からの復興のシンボルとして整備された「兵庫県立芸術文化センターの軌跡を徹底研究」が開催された。同年の10月には仙台経済同友会が「震災復興第4次提言」を行い、その中で心の復興のための音楽ホール建設が提案され、3年間で10億円を目標とした「音楽ホール建設基金」を創設することが表明された。
- 2014年7月に仙台経済同友会、仙台商工会議所、東北経済連合会、みやぎ工業会が連携し、「音楽ホール建設基金創設発起人会」が発会した。3つのコンセプト「楽都・大震災メモリアル」、「まちづくり・経済活性化」、「2,000席規模の音楽ホールを市内中心部に」のもとに、「東日本大震災復興祈念音楽ホール建設基金」が設置された。
- さらに、2015年9月「楽都・仙台に復興祈念『2,000席規模の音楽ホール』を！市民会議」が設立された。市民会議では、「新たな音楽ホールの実現を強く訴えるとともに、この取り組みに対する県民・市民の幅広い支持を得るための様々な活動を展開する」としている。

### 【音楽ホール建設基金が提起する音楽ホールのコンセプト】

#### 1) 規模・立地について

- クラシック等に優れた音楽環境を有するとともに、コンサート等の収益性を確保できる2,000席規模の音楽ホールを仙台市中心部に建設します。

#### 2) 音楽による「こころの復興」

- 仙台市内に充実した音楽ホールを建設し、震災前から培われた楽都・仙台を、さらに一步、前へ進めたく多くの皆様のご賛同とご支援をお願い申し上げる次第です。

#### 3) 交流人口の増加と都市機能の向上

- 世界トップレベルの音響設備を有し、日本を代表するような音楽ホールを整備することで、世界中の交響楽団の招聘が可能になり、復興を実感し、交流人口の増加と都市機能の向上を通じて仙台、宮城、ひいては東北全体の復興加速化が期待できます。

### 【市民会議が提起する音楽ホールのコンセプト】

#### 1) 規模・立地について

- 将来にわたって国内外の主要演奏会等を可能にするため、2,000席規模の音楽ホールを実現し、安定的な運営を行います。立地は多くの来場者がアクセスしやすいことを前提に、仙台都市圏のみならず東北地方全体からのアクセスに応えるため、市内中心部に建設します。これは演奏者側のニーズも同様です。

#### 2) まちづくり・経済活性化

- 音楽ホールをまちづくりと連動する地域の大きな「魅力」と位置付け、周辺地域と連動して地域経済活性化の契機となるよう充実した運営・プログラムの実現、求心力の高いホットポイントを構築します。

#### 3) 楽都・大震災メモリアル

- 楽都としての音楽資源の蓄積、大震災以降の復興に果たした音楽の新たな役割等、仙台の深く豊かな文化風土を、世界に向けて発信する音楽ホールを目指します。また復興の未来を担う子どもたちと音楽を、さらに強く結びつけるため、楽都事業展開の拠点としての役割も担います。

## 2. 仙台市におけるホール施設の現状と課題

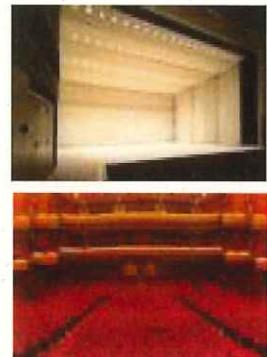
### (1) 大型ホールの現状 ~非常に貧弱な状態 1,500席クラスのホールしかない~

- 仙台の大型ホールは宮城県民会館（東京エレクトロンホール宮城）（1,590席、追加で立見80席が可能）と仙台市泉創造文化センター（仙台銀行ホールイズミティ21）大ホール（1,450席）の1,500席クラスのホールのみである。
- イベントホールである仙台サンプラザホール（最大2,710席）は舞台及び舞台設備を設営することで公演を行うことが可能（その場合2,054席）であり、電気音響等を駆使するポップス公演の拠点となっているが、音響や舞台設備の問題から、興行催事としてはそれらに利用が限定される。

#### ①宮城県民会館(東京エレクトロンホール宮城)ホール

- 多目的、1,590席（固定座席）、80名立見設定が可能
- 1964（昭和39）年開館 所在地：青葉区国分町

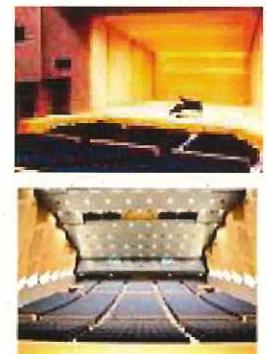
年度	利用可能日数	利用日数	利用率(%)
2017 (H29)	281	220	78.3
2016 (H28)	236	199	84.3
2015 (H27)	333	294	88.3



#### ②仙台市泉創造文化センター(仙台銀行ホールイズミティ21)大ホール

- 多目的、1,450席（固定座席）
- 1987（昭和62）年開館 所在地：泉区泉中央

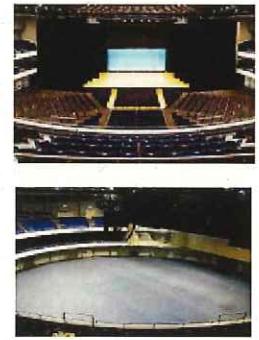
年度	利用可能日数	利用日数	利用率(%)
2017 (H29)	331	225	68.0
2016 (H28)	332	231	69.6
2015 (H27)	333	219	65.8



#### ③仙台サンプラザホール

- 可変イベントホール、最大2,710席、コンサート形式時2,054席
- 1991（平成3）年開館 所在地：宮城野区榴岡

年度	利用可能日数	利用日数	利用率(%)
2017 (H29)	351	219	62.4
2016 (H28)	354	244	68.9
2015 (H27)	353	240	68.0



※写真は各施設HPから採録

(2) ホール施設の賦存状況 ～専門ホール・多機能ホールとともに大型のものが無い～

- 小型のホールは比較的充実しているが、大型ホールは、専門ホールだけでなく、多機能ホールもない状態。
- 構円で囲まれた施設はこれまで様々な機会に関係団体等から、整備の要請などがあつた施設群である。

【仙台市内主なホール系施設の状況】

		(単位標記が無い場合：席又は人)		
規模 ジャンル	音楽指向	501～1,000 席	1,001～1,500 席	1,501～2,000 席
音楽指向	宮城野区文化センター ペトナホール(384)	仙台市青年文化センター コンサートホール(802) 東北福祉大学音楽堂(739)	東北大学裁ホール (大学施設)(1,235)	大型 音楽専用ホール
演劇指向	宮城野区文化センター ペトナシアター(198) せんだい演劇工房10-BOX 能-BOX	仙台市青年文化センター シアターホール(584) 劇場		
多目的	市民会館(小:500) イズミティ21(小:408) シルバーセンター(304) 福祉プラザ(302) 巣鴨復興記念館(270)	電力ホール(1,000) 国際センター(1,000) 若林区文化センター(700) 太白区文化センター(442～674) 広瀬文化センター(600)	イズミティ21(大:1456) 市民会館(1,310)	大型 多機能ホール
フリー スペース (定員換算)	メディアテーク・オープンスクエア(300) 仙台市青年文化センター 交流ホール(300) エルパーク仙台ギャラリーホール(248) エルパーク仙台スタジオホール(190) 仙台市青年文化センター エッグホール(92)	accel hall(スタンディング:900) ネ!トU多目的ホール(600)	仙台 PIT(1,451) 仙台GIGS(最大 1,560)	ライブエンターテイメント 大型ホール
ライブ ハウス	RIPPLE(500) 仙台 CLUB JUNK BOX(400) Darwin(367) 仙台 MACANA(250) Hook SENDAI(250) SENDAI BIRDLAND(150) LIVEHOUSE enn 1nd,2nd,3nd 仙台 FLYING SON	Rensa(700)		
その他	MOX(音楽練習場)		夢メッセみやぎ西館 (1,290 m <sup>2</sup> )	仙台サンプラザ(2,710) セビオアリーナ(4,009) 夢メッセみやぎ(7,500 m <sup>2</sup> )
				市外セキスハイムアリーナ(7,051) 市外：ひとめぼれスタジアム宮城

※仙台サンプラザはイベントホールとして「その他」に整理しているが、舞台を設置したホール形式の場合 2,054 席となる。

【参考】仙台市主要公共ホール一覧（（公社）全国公立文化施設協会登録施設）】

名 称	住 所	開館年	ホール1	ホール2	ホール3	ホール4	上段示ホール特性 中段その他の設備 下段施設の特徴、併用施設等
仙台サンプラザホール	宮城野区 桜園	1991年	2710				無事 イベントホール（1階は可動床、展示会、スピーチイベントも可能、コンサート形式の場合2,054席）
宮城県民会館 (東京工システムホール宮城)	青葉区 南分町	1994年	1590				企画・レストラントン伴設 仙台サンプラザでは普通財團設立 企画室（1階は可動床、展示会、スピーチイベントも可能、コンサート形式の場合2,054席）
仙台市文化創造センター (仙台銀行ホーリーズミティ21)	果区 果中央	1997年	1456	小ホール 408			企画室、会議室、音響反射板、オケピット有 地下最大座席ホール 多目的ホール（プロセニアム舞台、音響反射板、オケピット有）、立見席として80人可能
仙台市民会館 (トーキョーホール仙台)	青葉区 桜ヶ岡公園	1973年	1310	小ホール 590			大ホール：多目的ホール（プロセニアム舞台、音響反射板、オケピット有） 大ホール、小ホール、展示ホール、展示会場が平面上配置 大ホールと小ホールは同時に利用できない 無事室、会議室、音楽室、視聴覚室、美術室、調理室等
仙台国際センター	青葉区 青葉山	1991年	1000				多目的ホール（プロセニアム舞台、音響反射板、オケピット有、6か頭回転式座席） 国際セミナーは国際交流、学術文化振興の場所、会議室と展示場から構成される。
仙台市青年文化センター (日立システムズホール仙台)	青葉区 堀川	1990年	2710	アリーナ 594	交換式 300	92 (座席数)	コンサートホールは仙台フィルハーモニー交響楽団の本拠地ホール バオーランス直轄・オペラ、練習室・スタジオ、会議室、和室、調理室、茶室等
仙台市若林区文化センター	若林区 南千歳	1993年	700				多目的ホール（プロセニアム舞台、音響反射板） 若林区中央公民センター、講習室が併設
仙台市太白区文化センター	太白区 長町	1999年	674				多目的ホール（移動式座席により4種類の座席が選れる、音響反射板有） 講習室・スタジオ等有 車椅子ピル（椅子はつくら）内、李白区市民センター、音楽室、図書室が併設
仙台市伝統文化センター	青葉区 下荒子	1991年	605				多目的ホール（プロセニアム舞台、音響反射板） 伝統市民センター、図書館が併設
仙台市宮城野区文化センター	宮城野区 五輪	2012年	384	小劇場 224 (座席数)			区文では壁、小規模で音楽系と演劇系ホールが隣接（市民協働のマークアーチアチャーチホール） 練習室・スタジオ等有 宮城野区市民センター、図書館、図書館が併設
仙台市シルバーセンター	青葉区 花城	1992年	交換式 304				多目的ホール（プロセニアム舞台、音響反射板有） (公財) 仙台市健康福祉事業団、(公社) 仙台市民センター等事務所併設
仙台市福祉プラザ	青葉区 五輪	1994年	548	302			ステージ有、風景反射鏡有(ローラーバック) 各機能連携有 研修室、大広間、アトリエ等有
仙台市歴史博物記念館	青葉区 大町	1981年	記念室 270				多目的ホール（プロセニアム舞台、音響反射板有） 資料展示室、研修室、和室等 仙台空襲と復興事業の記録を保存し、歴史と復興の全貌を後世に伝える施設
仙台市男女共同参画推進センター (工山レーベル仙台)	青葉区 二番町	1987年	478	スクリーン 248	スクリーン 190		研修室、展示ホール、アトリエ、音楽スタジオ、和室等 セミナーハウス、アートホール、音楽スタジオ、音楽室等 女性の自己と社会参画を促進することとともに、市民の文化活動の場として活用。141ビルの地下1階

(3) 政令指定都市のホール状況 ~2,000席規模のホールが無いのは仙台市だけ~

○ 政令指定都市で比較すると、1,700~2,300席といった2,000席規模ホールが無いのは仙台市のみであり、劇場、コンサートホール、オペラ劇場といった専門ホールだけではなく、汎用性の高い多機能ホールも無い。

【政令指定都市における主要ホールの賦存状況(平成27年度時点)】

(全国公立文化施設協会登録施設:舞台設備・固定座席を有するホール)

都市名	人口1000人当総座席数		中大規模(700~1199席)			大規模(1200~1699席)			特大規模(1700~2300席)			
	席数	順位	劇場	コンサートホール	オペラ劇場	多機能ホール	劇場	コンサートホール	オペラ劇場	多機能ホール	劇場	コンサートホール
札幌市	6.4	19		●		●				●		●
仙台市	15.3	5		●		●				●		
さいたま市	12.5	9	●			●				●		●
千葉市	7.8	17		●		●						●
川崎市	9.8	15				●			●		●	●
横浜市	10.2	13	●	●		●	●		●		●	●
相模原市	8.3	16				●			●			●
新潟市	14.8	6	●			●			●		●	●
静岡市	20.2	2				●	●		●			●
浜松市	14.8	6		●		●			●			●
名古屋市	11.8	12	●			●			●		●	●
京都市	12.3	10	●			●					●	●
大阪市	9.9	14	●	●		●			●	●	●	●
堺市	7.7	18				●						●
神戸市	17.4	3		●		●						●
岡山市	23.2	1				●					●	●
広島市	16.8	4				●				●		●
北九州市	12.7	8	●	●		●			●			●
福岡市	13.4	7	●			●	●		●		●	●
熊本市	12.1	11	●			●	●		●		●	
全 体	12.0											

※仙台市には仙台サンプラザホール(最大2,710・舞台設営時2,054)があるが、イベントホールであり、ここでは固定座席と舞台を有する施設を対象としている。

※熊本市では、熊本桜町地区第一種市街地再開発事業の中で2,300席規模の大ホールを含む複合文化施設「熊本城ホール」を整備中である。

※浜松市、名古屋市のオペラ劇場は、実態としては多機能ホールとして機能している。

※川崎市では、ここで多機能ホールとしてカウントした教育文化会館大ホールの後継施設として平成29年にカルツッタ川崎・文化総合センターホール(2,013席)が開館している。

※札幌市では、平成30年10月に多面舞台を有する札幌文化芸術劇場 hitaru(2,302席)が開館している。多機能に活用されるが、オペラ劇場に区分できる。

#### (4) 東北 6 県の大型ホールの動向 ~5 県は 2,000 席規模ホールが揃う~

- これまで 2,000 席規模のホールが無かった山形県、秋田県で建替え更新により整備が進められている。宮城県・仙台市ののみがこの規模のホールが無い状態が続くことになる。

##### 【東北圏での 2,000 席規模ホール整備の動向】

###### ■ 山形県西口拠点施設 整備

- 山形県民会館(1,496 席)の後継施設として、山形駅前（山形テルサ横）に 2,001 席の大ホールを含む文化施設（延床面積約 15,600 m<sup>2</sup>）を整備中。入札不調が続き着工が遅れたが、2020 年の開館を目指し施工中である。

###### ■ 秋田県・秋田市 県市連携による新たな文化施設 整備

- 秋田県民会館（大ホール 1,839 席）、秋田市民会館（大ホール 1,188 席、小ホール 400 席）を統合し、県民会館跡地に県・市連携の複合施設を整備する（大ホール 2,000 席と中ホール 800 席、小ホールは整備しない）。
- 延床面積約 22,500 m<sup>2</sup>程度、2021～22 年開館を目指している。

★これらにより、東北 6 県では、宮城県・仙台市を除き、他 5 県に 2,000 席規模のホールが整うことになる

青森県：青森市文化会館（大ホール 2,037 席）

福島県：郡山市民文化センター（大ホール 2,004 席）

岩手県：岩手県民会館（大ホール 1,993 席）

#### (5) 主要ホールの築年数 ~老朽化している大型ホール~

##### 【主要ホールの築年数】

施設名称(最大ホール座席数)	開館年	2018 年時築年数	備 考
電力ホール(1,000)	1960	58	2002 年改修
東北大学萩ホール(1,235)	1960	58	2002 年改修(旧記念講堂)
宮城県民会館(1590)	1964	54	
市民会館(1,310)	1973	45	大小ホールは同時利用不可
戦災復興記念館(270)	1981	37	
イズミティ21(1,450)	1987	31	
エルパーク仙台(248)	1987	31	
青年文化センター(802)	1990	28	音楽・演劇専門ホールがある
国際センター(1,000)	1991	27	
広瀬文化センター(564)	1991	27	
仙台サンプラザ(2710)	1991	27	
シルバーセンター(304)	1992	26	
若林区文化センター(700)	1993	25	
福祉プラザ(302)	1994	24	
東北福祉大学音楽堂(793)	1994	24	
太白区文化センター(674)	1999	19	
せんだい演劇工房 10-BOX	2001	17	創造稽古場施設
メディアテーク(-)	2001	17	
能-BOX(-)	2011	7	創造稽古場施設
宮城野区文化センター(384)	2012	6	音楽・演劇専門ホールがある

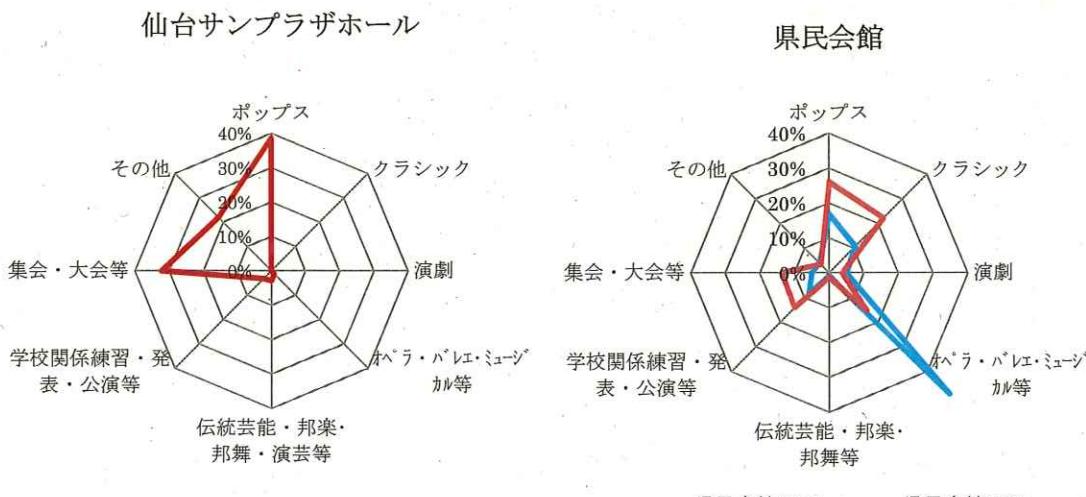
#### (6) 主要ホールの利用特性 ~それぞれに利用特性があり役割を果たしている~

- 客席数 1,000 席以上の主要なホールについてみると、どれも多目的ホールであるが、それぞれに利用特性があり、それが合わさって全体を支えているという構造にある。
- 1,500 席以上の 3 館での利用件数は年間約 800 件、1,310 席の市民会館（現状では大ホールと小ホールの同時利用ができないため利用が限られている）の利用を含むと約 900 件超の利用がある。

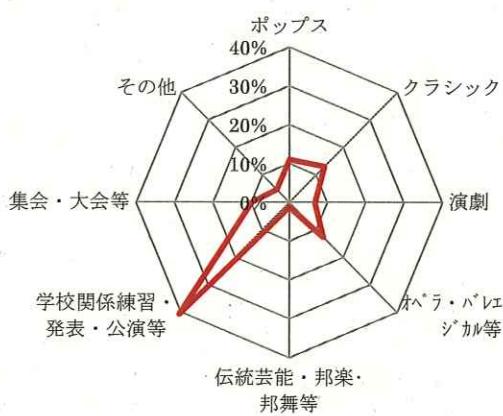
【主要ホールの利用特性】

ホール名称	特 性
仙台サンプラザホール	公演ごとに舞台の設営が必要であり、音響は電気的対応する必要があるが、東北を代表する J-POP の拠点といわれるようポップス興行に特化した場となっている。平土間を活かした物販、商談会、就活会場なども行われる。
宮城県民会館 東京エレクトロンホール宮城	搬出入には難があるが、舞台芸術全般に対応ができる仙台を代表する多目的ホールである。J-POP のサンプラザに対して歌謡曲の拠点といわれる。劇団四季の長期公演を数年数おきに行っている。
イズミティ大ホール 仙台銀行ホールイズミティ 2 1	郊外部にある舞台芸術全般に対応できる大型の多目的ホール。市民利用、学校利用などが中心であるが、中心部の大型ホールを補完する役割も担っている。
市民会館大ホール トークネットホール仙台	老朽化が進んでおり、大ホールと小ホールが同時に使えないため、利用はどちらか一方となる。市民、学校利用などが中心であるが、中規模ホールとして、ポップス興行や演劇（鑑賞会など）などにも利用されている。
電力ホール	60 年近い歴史あるホールであり、和式の舞台に近いホール。民間施設であり、柔軟な対応により恒例利用者が多い。邦楽・邦舞などの拠点となっており、メディアや興行者と連携した公演なども多い。

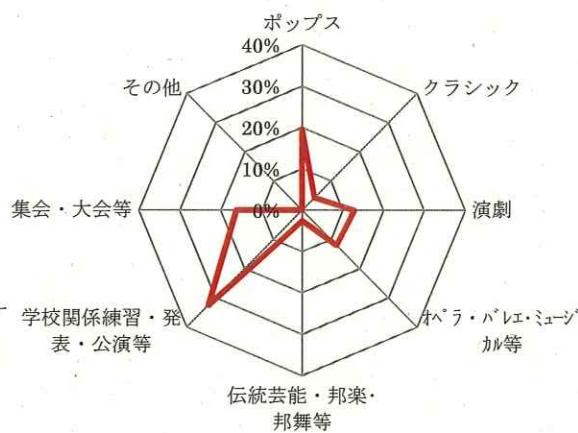
【主要ホールの利用特性 2015（平成 27）年度】



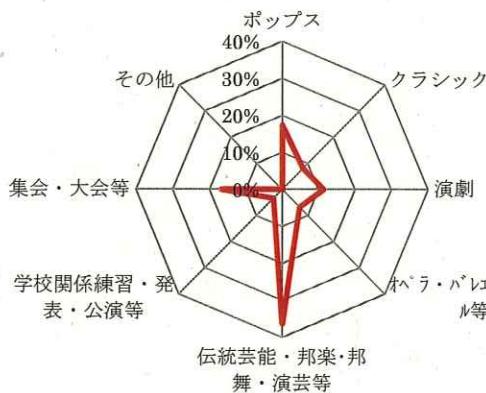
イズミティ・大ホール



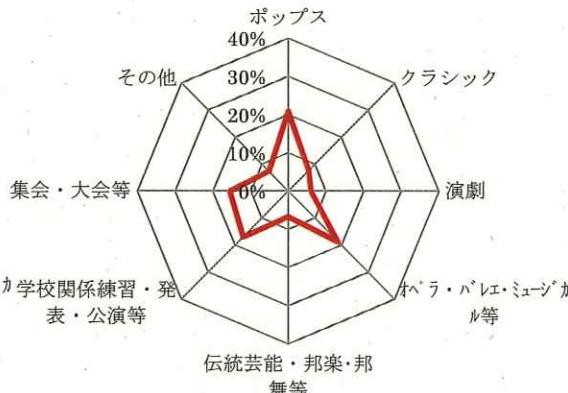
市民会館・大ホール



電力ホール



全体構成(県民会館H27四季年)



【主要ホールの公演等文化催事数 (2015 (H27) 年度)】

	仙台サン プラザ ホール	県民会館 H27 大ホール	イズミ ティ 21 大ホール	市民会館 大ホール	電力 ホール	合計	構成率 (%)
ポップス	95	47	28	23	26	219	21%
クラシック	0	30	33	5	12	80	8%
演劇	0	14	17	15	17	63	6%
オペラ・バレエ・ミュージカル等	3	137	32	14	10	196	19%
伝統芸能・邦楽・邦舞等	7	3	3	3	54	70	7%
学校関係練習・発表等	8	23	103	38	5	177	17%
集会・大会等	79	14	25	19	25	162	16%
その他	54	11	12	0	0	77	7%
合計	246	279	253	117	149	1,044	100%
参考：ホール計		778					
3館計							
4館計				895			
5館計					1,044		

### 3. 国の文化芸術政策の動向、ホール施設の変化

#### (1) 国の文化芸術政策の動向 ~文化政策は歴史的転換期にある~

- 2001（平成13）年12月に「文化芸術振興基本法」が制定されて以降、国の文化芸術政策は急速に進展した。2017（平成29）年6月に基本法の大きな改正が行われ、名称も「文化芸術基本法」となった。
- この改正の大きな点は、文化芸術政策は、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等関連分野の施策を取り込み、総合的な都市政策として推進することが明確に示されたことである。
- これを具体的に推進する「文化芸術推進基本計画 第1次」が2018（平成30）年3月に閣議決定された。文化庁自身が「文化政策は歴史的転換期にある」と宣言するほどに、文化庁の京都移転を含め、新たな取組みが進められてきている。

#### 【文化芸術振興基本法制定以降の国の文化芸術政策の動向】

年 月	法律、答申、閣議決定など主要事項
2001年(平成13年)12月	文化芸術振興基本法
2002年(平成14年)12月	文化芸術振興に関する基本方針(第1次)閣議決定
2003年(平成15年)9月	地方自治法改正 指定管理者制度導入
2007年(平成19年)12月	文化芸術振興に関する基本方針(第2次)閣議決定
2011年(平成23年)3月	■東日本大震災発災
2011年(平成23年)12月	文化芸術振興に関する基本方針 ～「文化芸術立国」の実現を目指して～(第3次)閣議決定
2012年(平成24年)6月	劇場、音楽堂等の活性化に関する法律
2012年(平成24年)9月	文化審議会文化政策部会提言『最近の情勢と今後の文化政策』 ～東日本大震災から学ぶ文化力による地域と日本の再生～
2013年(平成25年)3月	劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組みに関する指針
2013年(平成25年)6月	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
2013年(平成25年)9月	2020年オリンピック・パラリンピック競技大会 東京開催決定
2013年(平成25年)11月	文化庁及び観光庁の包括的連携協定 締結
2015年(平成27年)5月	文化芸術振興に関する基本方針 ～文化芸術資源で未来をつくる～(第4次)閣議決定
2016年(平成28年)4月	文化芸術資源を活用とした経済活性化(文化庁)
2016年(平成28年)10月	「2020年を見据えた文化による国づくりを目指して」通称:京都宣言
2016年(平成28年)11月	文化審議会「文化芸術立国」の実現を加速する文化政策(答申)」
2017年(平成29年)6月	文化芸術振興基本法の一部を改正する法律の公布・施行 (名称:文化芸術基本法)
2017年(平成29年)12月	文化経済戦略 (内閣官房(文化経済戦略特別チーム)、文化庁)
2018年(平成30年)3月	文化芸術推進基本計画(第1次)閣議決定
2018年(平成30年)6月	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律について
2018年(平成30年)6月	国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律について
2018年(平成30年)8月	文化経済戦略アクションプラン 2018 (内閣官房・文化庁)

## (2) ホール施設の変化～文化芸術の「殿堂」から「新しい広場」へ～

- ホール等（劇場・音楽堂等）については、2012（平成24）年6月に「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」が制定され、これまで根拠法のなかったホール等（劇場・音楽堂等）に法的な位置づけが与えられた。
- さらに2013（平成25）年3月に「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組みに関する指針」が策定され、ホール等（劇場・音楽堂等）について、従来の考え方とは異なる新しい役割、活動の方向性などが示された。
- 趣味ある特定の人のための施設ではなく、全ての人を対象とする施設であること、社会参加の機会を開く社会包摂の機能を有する基盤であること、文化芸術の殿堂ではなく新しい広場であることなど、ホール等についての基本的な考え方自体が変わってきた。

### 【ホール（劇場・音楽堂等）の考え方の変化】

<従来の考え方>	<これからの考え方>	
趣味ある人のもの	→ 全ての人のもの	・事業活動が変る
文化芸術の殿堂	→ 新しい広場へ	・運営が変る
文化芸術の振興	→ 総合政策として振興	・成果が変る
顧客開発・普及	→ 社会課題解決・社会包摂	・目的が変る
社会的費用	→ 戰略的な投資へ	・評価が変わる

### 【ホール（劇場・音楽堂等）の根拠法での位置づけ】

- 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律
- 劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針

- 劇場、音楽堂等は、文化芸術を継承し、創造し、及び発信する場であり、人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々がともに生きる絆を形成するための地域の文化拠点である。
- 劇場、音楽堂等は、個人の年齢若しくは性別又は個人を取り巻く社会的状況にかかわりなく、全ての国民が潤いと誇りを感じることができる心豊かな生活を実現するための場。
- 劇場、音楽堂等は、社会参加の機会を開く社会包摂の機能を有する基盤として、常に活力ある社会を構築するための大きな役割を担っている。
- 劇場、音楽堂等は、人々の共感と参加を得ることにより「新しい広場」として、地域コミュニティの創造と再生を通じて、地域の発展を支える。
- 劇場、音楽堂等は、国際化が進む中では、国際文化交流の円滑化を図り、国際社会の発展に寄与する「世界への窓」にもなる。
- 劇場、音楽堂等は、国民の生活においていわば公共財というべき存在である。

※赤下線、ゴシックは引用時に付している

#### 4. 都市仙台の役割と動向

##### (1) 東北・全国の拠点として ~広域からの集客、交流人口拡大が大切な仙台~

###### ①全国的な文化芸術活動においても、東北の拠点の役割を期待されている仙台

- 全国的に巡回するツアー公演等において、仙台は東北のみならず全国の拠点都市と位置づけされる。7大都市ツアーやといえど仙台が入るし、東北公演として仙台のみで行われる場合もある。市民が主役となり、地域に固有な内発的な文化芸術活動を支えるとともに、このような全国的な役割を担うことも仙台のホール施設には期待されている。
- 山形県や秋田県に2,000席規模の新しいホールが整備中であり、宮城県を除く東北5県に2,000席規模の大ホールが整備される。そのような状況でも、仙台での公演の実施は外せないと指摘がプロモーター等からなされる。このような都市の役割から見ると、仙台の大型ホールの現状は脆弱な状態であるが、努力をしてきたといえる。
- このような公演は広域からの集客にもつながるものであり、都市観光、文化産業の振興、文化芸術の波及効果を活かした都市の活性化などの視点からもホール施設のあり方を考える必要がある。

###### ②文化芸術の全国大会などが開催できない現状

- 吹奏楽大会や合唱大会などに代表される地域単位から都道府県、地方単位、全国単位で開催される文化芸術大会について、仙台市には開催の目安とされる2,000席規模のホールと運営に必要な多様な付帯施設を持つ施設が無いために、開催ができないできた。
- 中高生から大学生、社会人までが参考するこのような大会の開催ができるとは文化芸術を介した交流促進、文化芸術を発信する拠点都市としての役割として重要なものといえる。

###### ③劇場・音楽堂等機能強化総合支援事業対象施設は東北以北には無い

- 「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」、「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針」を踏まえ、音楽、舞踊、演劇等の実演芸術の創造発信や、専門的人材の養成、普及啓発に対する支援を行う文化庁（独立行政法人日本芸術文化振興会）の助成制度に、全国15施設が選定されている「劇場・音楽堂等機能強化総合支援事業特別支援事業」があるが、この対象施設は東北以北には無い。

※特別支援事業：我が国の実演芸術の水準を向上させる牽引力のあるトップレベルの劇場・音楽堂等が行う、国際的水準の実演芸術の創造発信（公演事業）や人材養成事業又は普及啓発事業に対して総合的に支援する

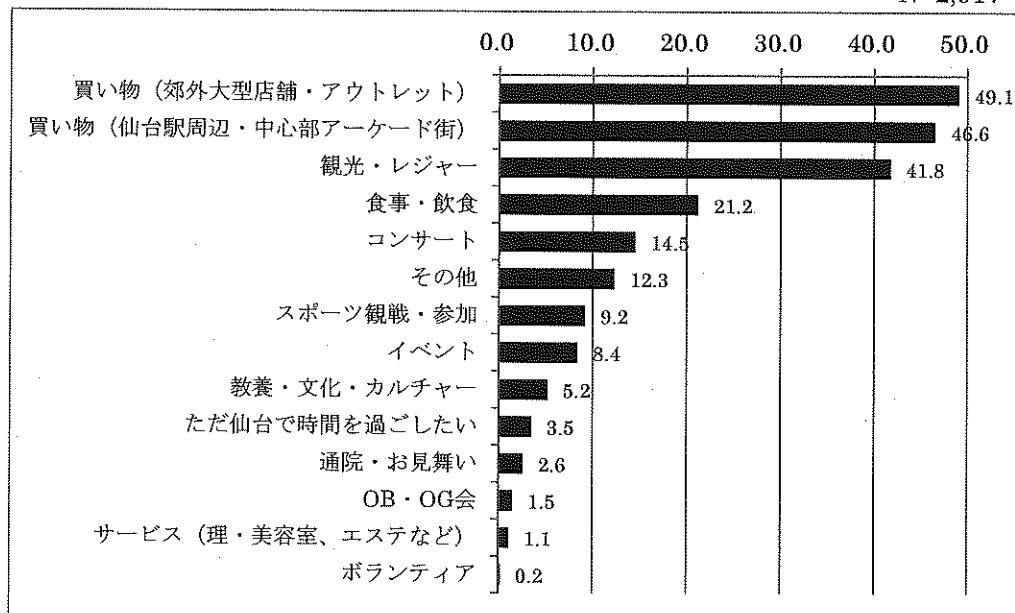
##### (2) 都市に求められるものが変る ~モノからコトへ~

###### ①コンサートを目的として来仙する方が14.5%

- 宮城県以外東北5県の方々が仙台市を訪れる目的としては、郊外や中心部での買い物を目的に来仙する人が5割近くあり、観光・レジャー目的が4割を超えるが、コンサートを目的に来仙する人が14.5%いる。（この調査は仕事目的による来仙以外の行動を対象としている）

【仙台への来訪目的（複数回答）】

N=2,917

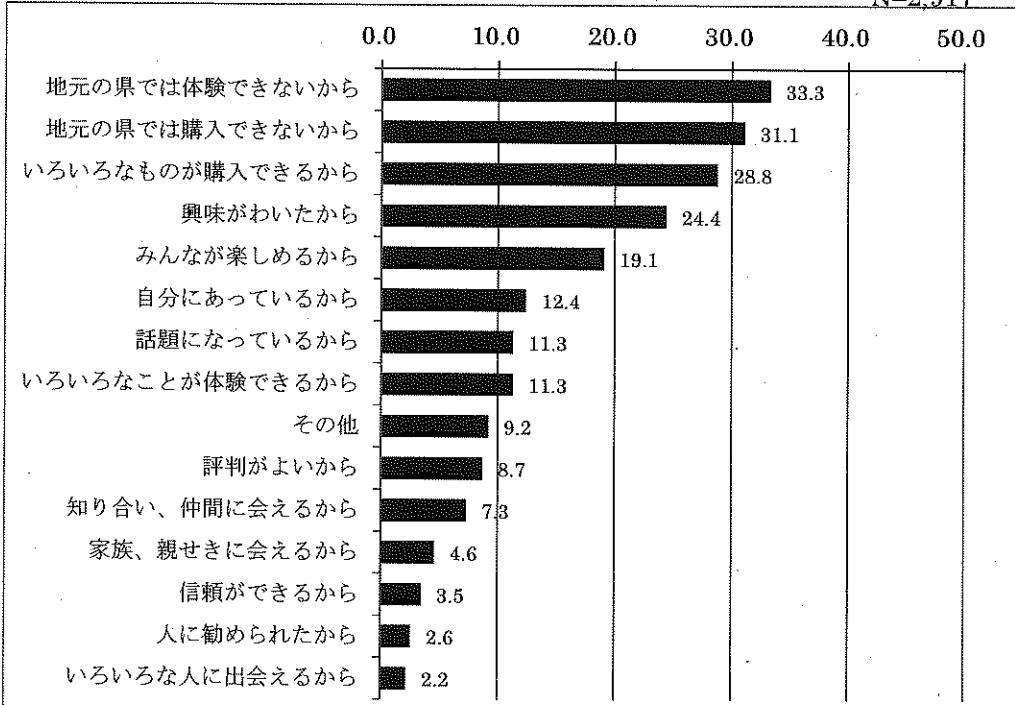


②来仙の理由は「地元の県では体験できないから」が最も多い理由

- 最も楽しかった場所に行った理由として、「地元の県では体験できないから」が 33.3%、次いで「地元の県では購入できないから」31.1%、「いろいろなものが購入できるから」28.8%となっている。

【来仙の理由（複数回答）】

N=2,917



調査概要：「宮城県以外の東北5県に在住し」かつ「2015年にプライベートで（仕事以外で）仙台市に来たことがある人」で12歳以上を対象に実施。

調査時期：2016年2月

調査手法：インターネット調査

回答数：2,917人

資料：仙台市政策企画課（2016年10月公表）

## 5. 音楽ホールの必要性

### (1) 音楽ホール整備の必要性

- 仙台市のホール施設等の現状と課題から、音楽ホールを整備する必要性として以下の9点が挙げられる。

#### ①老朽化、陳腐化への対応

- 都心部の大型ホール施設は老朽化が進んでおり、音楽や舞台芸術などの実演芸術活動が今日施設に求める性能、設備水準からすると多様な問題点が指摘されてきている。将来に向けた技術革新にも対応できる、次代に通用する適切な施設が求められている。

#### ②広域拠点都市としての役割

- 仙台の都市経済構造からすると交流人口の拡大、広域集客は重要な課題であり、これからの都市間競争の中で、実演芸術を介した広域からの集客、交流拠点となる施設が求められる。そのために必要な規模、性能を有する施設が必要となっている。

#### ③新たな文化芸術政策の推進

- 総合的文化芸術政策といわれるような都市政策と一体となった新しい考え方に基づくホール施設、文化芸術振興が求められてきている。文化芸術の持つ力を活かし、市民とともに地域の課題解決に取組むなど、総合的な文化芸術政策の推進拠点となる施設が望まれている。

#### ④震災復興過程の文化芸術の力の発展

- 東日本大震災からの復興過程に大きな力を果たした音楽の力を、市民とともにさらに発展させ、「楽都仙台」をさらに厚みと広がりのあるものにしていくための拠点が求められている。

#### ⑤生の音源のための優れた音響性能を持つ大型ホールの整備

- 大編成のオーケストラの演奏など、クラシック音楽に代表される生の音源の大規模な演奏においても繊細で豊かな響きを有する、優れた音響性能を持つホールが求められている。このホールは仙台フィルハーモニー管弦楽団の定期演奏会等の会場となることも想定される。

#### ⑥様々な舞台芸術が適切に運営できる大型ホールの整備

- ポップスなど多様な音楽、オペラ、バレエ、ダンス・舞踊、ミュージカルなど総合舞台芸術、その他映像など技術を駆使した多様な表現活動などを適切に行うことができる舞台設備やバックヤードを備えたホールが求められている。

#### ⑦広域的・国際的文化芸術大会等が適切に運営できる施設の整備

- これまで実現できなかった文化芸術に関する全国大会、国際的大会などが適切に開催できる適切なホールと附帯施設群を持つ施設が求められている。

#### ⑧文化芸術の力を活かしたまちづくりの推進

- ホール等とまちづくりとが連携し、公演がある時だけ賑わうのではなく、常にまちに開かれ、様々な人が集まり、まちの回遊拠点ともなる施設とすることが期待される。さらにまちの新しい楽しみ方を生み出し、仙台に新しい価値を創出していくような施設とまちの関係が求められている。

#### ⑨市民の要望、期待に応える

- 音楽ホールの整備を求める声、運動が広がり、募金による建設基金の創設など、幅広い市民や民間企業等の取組みが具体的に進展してきており、これに応える必要がある。

## (2) 2,000席規模の生の音源に対する音響重視の高機能多機能ホールの必要性

- 前述の9つの必要性を踏まえ、音楽ホールのメインホールは、「2,000席規模の生の音源に対する音響重視の高機能多機能ホール」と想定され、その必要性は以下の5点である。

### ①2つの異なる専門的性能を持つ高機能多機能ホールが必要である

- 前項⑤の「大編成のオーケストラの演奏など、クラシック音楽に代表される生の音源の大規模な演奏においても繊細で豊かな響きを有する、優れた音響性能を持つホール」と前項⑥の「ポップスなど多様な音楽、オペラ、バレエ、ダンス・舞踊、ミュージカルなど総合舞台芸術、その他映像など技術を駆使した多様な表現活動などを適切に行うことができるホール」の、いわゆるコンサートホールと劇場の2つの専門的性能を同時に有する高機能多機能ホールが望まれる。

### ②2つの異なる専門ホールを整備することは現実的でない

- 右肩上がりの経済状況の時代であれば前項⑤と⑥の要請に応える2つの専門ホールを整備することも考えられたかもしれないが、整備費だけではなく長きに渡る管理運営費を必要とすること、人口等の将来動向を踏まえれば、専門ホールを複数整備していく時代ではないことは明らかである。むしろ適切な附帯施設を有する複合施設とすることが望まれる。
- 仙台はクラシック音楽公演、ポップス音楽公演ともに非常に活発であり、多彩な総合舞台芸術活動も活発である。それらには新規整備だけではなく、既存施設等の再編整備、今後に向けた体系的整理により対応していくべきと考えられる。

### ③積極的な高機能多機能ホールの選択

- 経済的な理由で、やむを得ず多機能ホールを選択するのではなく、多機能であることを積極的に活かすホールを目指すべきである。多機能であることで多様な実演芸術の場とことができ、幅広い市民に訴求することができ、多くの利用者、来館者を獲得することができる。また、多機能性を活かした新たな融合が図られたり、新たな表現活動を生み出すことも可能である。そこに従来のホールの利用とは異なる新たな利用を開拓する可能性もある。

### ④最先端の技術を活かし、次代に通用する高機能多機能ホールとする

- ホールに関する設計、施工、運営等の最先端の技術を活かし、また、今後変化していくアートシーンや表現技術の革新にも対応できるものとすることが必要である。
- 特に、コンサートホールに匹敵する音響性能を確保するために音響設計を建築設計とは別に行い、多機能性を有しつつも極めて優れた音響性能を実現する必要がある。これらにより、それぞれに対する高い専門的性能を持ち（高機能）、かつ多様な実現芸術に対応でき、幅広い利用者を獲得できる多機能ホールが必要である。

### ⑤2,000席規模が必要である

- 都心部の大型ホールは、2019年には築55年となる県民会館（1,580席）が最大のホールであり、他にはイベントホールの仙台サンプラザ（コンサート時2,054席）のみという仙台市のホール現状を踏まえれば、2,000席規模のホールの整備が必要である。

なお、上記の2,000席規模、生の音源に対する音響重視、高機能多機能の要件は今日の技術水準では十分に実現できるものである。

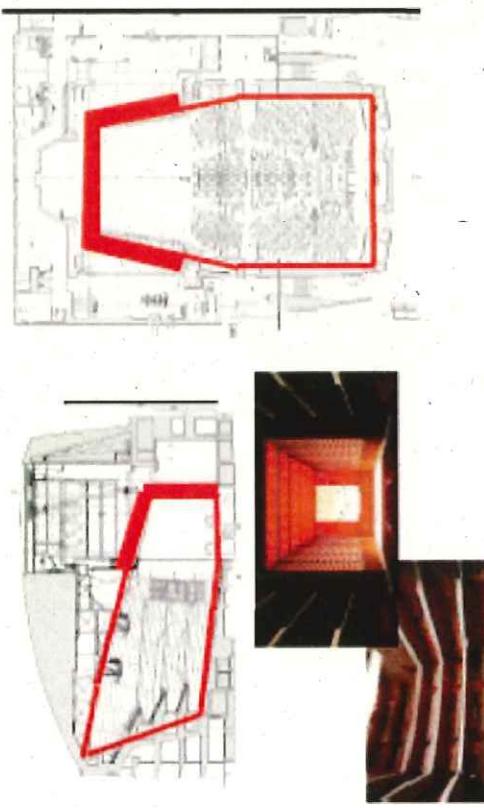
## 【参考 コンサートホール形式と劇場形式を有する多機能ホールの事例（いわき芸術文化交流館（いわきアリオス）】

### (1) 音響反射板(装置)を設置して、コンサートホール形式にした場合

- クラシック音楽など、生の音源に対して、電気的な変換を行うことなく、音楽専用コンサートホールに匹敵するような響き、聴取の環境、視覚的デザインを確保する。
- 建築、使用部材、内層デザイン、設備なども含めて、適切な音響設計、施工監理に基づき整備する。

### (2) プロセニアムのある劇場形式にした場合

- 劇場として多様な演出を可能とする舞台設備を持つ。舞台上での様々な身体的な表現を適切に鑑賞できる環境を確保する。電気的拡声、電気音響にも適切に対応する。
- 客席空間は残響が長い、生の音源の響きに対応して造られるため、残響可変装置を設けることも検討する。



### ■ 技術革新と適切な計画と設計・施工

- 建築設計、施工、部材、設備、音響設計、いずれの側面でも過去とは異なり、技術が高まっているとともに、多くの経験値が蓄積され、対応能力が高くなっている。
- 現段階から生の音源に対する音響の優先を明確にしていくことで、今後の基本構想や基本計画においても重点化され、設計・施工段階でも、基本的な方針となっていくと考えられる。
- 建築設計とは別に、専門的な音響設計を行い、近年のコンピューターによるシミュレーションだけではなく、音響模型による音響実験を行うことも想定される。

※写真・図版は施設 HP から採録、赤線は加筆

## 第2章 施設の考え方

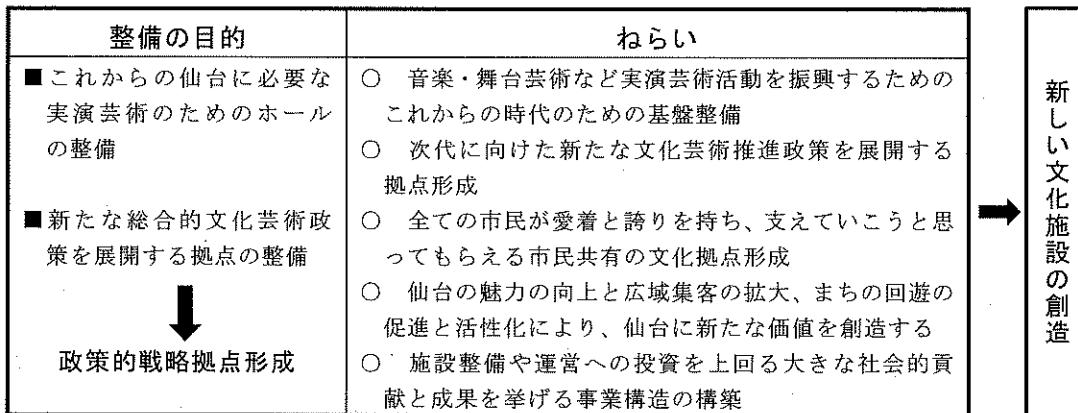
### I 基本的方向性

#### 1. 基本的考え方

##### (1) 整備の考え方 ~新しい文化施設の創造~

- 音楽ホールの整備は、これから仙台に必要な音楽及び舞台芸術などの実演芸術のためのホールの整備を目的とすると同時に、新たな仙台市としての総合的な文化芸術政策を展開するための拠点の整備、「政策的戦略拠点形成」となるものである。
- また、前章でみたように、近年の文化芸術政策動向、ホール等の文化施設のあり方の変化を踏まえ、「新しい文化施設の創造」を目指すものである。

##### 【政策的戦略拠点形成】



##### (2) 基本的考え方 ~需要対応からまち創生型の施設を目指して~

- 新しい文化施設の創造という視点から、基本的な理念として3つの要素が検討された。
  - ①特定の趣味の人だけでなく、また誰も排除されることなく、全ての人が集える
  - ②文化芸術を介して人と人の交流を促進、繋がりを広げていく
  - ③文化芸術の殿堂ではなく、新しい広場となることを目指す
- これからの仙台の発展と文化芸術の持つ可能性から3つの目的が検討された。
  - ①仙台の特徴をさらに伸ばす
    - 「楽都仙台」といわれるよう、仙台の特徴でもある、プロフェッショナルな活動と市民の文化芸術活動が相まった、まちを挙げて行われる極めて活発な音楽や舞台芸術などの実演芸術活動をさらに振興していく。
  - ②仙台の持続可能な発展の推進力となる
    - 縮退していく社会のなかでも、持続可能な発展を遂げる東北の拠点都市として、文化芸術を介した創造的なまちづくりを推進していく。
  - ③文化芸術の持つ力を先進的に地域社会に活かす 復興の力をレガシーへ
    - 震災復興過程で実証された文化芸術の持つ力を、これから社会の創生においても有効な力としてさらに発展させていく。

## 2. 理念、目的

### (1) 理念（設置目的）

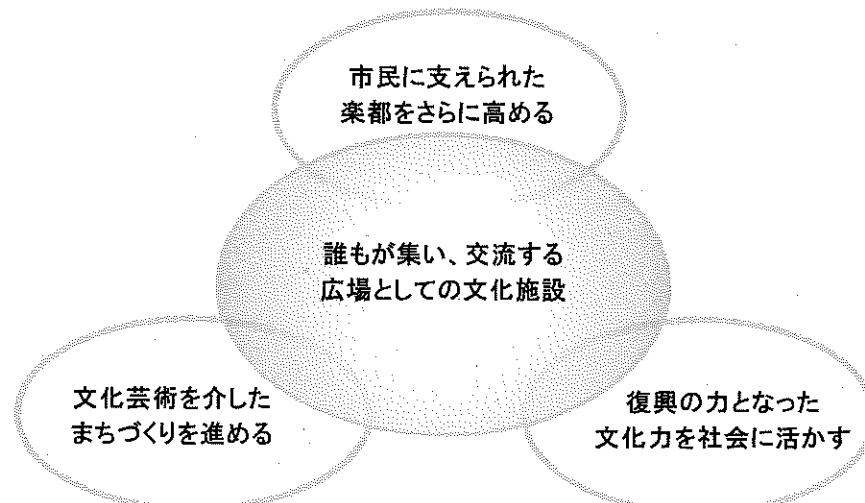
- 音楽ホールは、特定の趣味ある人や関心の高い人だけが集まる場ではなく、誰も排除されることなく、全ての市民が集い、交流できる、文化芸術の殿堂ではなく、「新しい広場」としての文化施設とすることが望まれる。

## 「誰もが集い、交流する、広場としての文化施設」

### (2) 目的とねらい

施設の目的	ねらい
■仙台の特徴である実演芸術・市民文化のさらなる振興の拠点形成  (1) 市民に支えられた 楽都をさらに高める	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全国的にみても活発な音楽・舞台芸術など実演芸術をさらに振興していく。</li> <li>○ 多彩な市民文化芸術活動の中核拠点となる。</li> <li>○ 新たな文化芸術創造の拠点、市民とともに支えられる仙台型「楽都」を創造していく拠点。</li> <li>○ 世界を視野に入れた、東北、日本の文化拠点。</li> </ul>
■文化芸術を通じた創造的なまちづくりの推進拠点形成  (2) 文化芸術を介した まちづくりを進める	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ソフト面で広域からの集客が可能な施設とし、都市を代表する魅力的な拠点となる。</li> <li>○ 全ての市民に開かれた交流の場、賑わいの場。</li> <li>○ まち回遊の拠点、他拠点と連携し、まちと一体となつた面的広がりのある拠点。</li> <li>○ まちに新しい活力、価値を生み出す力をもたらし、集客力だけではない経済的波及効果を発揮する。</li> </ul>
■震災復興過程の文化芸術の力をさらに発展させていく拠点形成  (3) 復興の力となった 文化力を社会に活かす	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 震災復興過程で実証された文化芸術の力をレガシーとしてさらに発展させていく。</li> <li>○ 文化芸術の力を多様な地域社会課題の解決に活かしていく新たな文化芸術の推進拠点となる。</li> <li>○ 震災復興から新たな社会創生にむけて、社会包摂や持続可能な社会形成に向けた取組みを進める。</li> </ul>

【理念と3つの目的】



- 音楽ホールは市域・市民を対象とした文化芸術振興の拠点施設であるとともに、広域的な役割も担うことが想定され、その目的達成ためには、広域的な取組をあらかじめ組込み、戦略的な展開が期待される。

【目的の展開イメージ】

対象 広域・国内外	目的	対象 市域・地域・市民
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広域的な役割としての公演の場の充実など、文化芸術拠点性をさらに高める</li> <li>○ 音楽・舞台芸術の創造と発信、人材育成などの活動を支援、推進していく</li> <li>○ 仙台型「楽都」を発展させ、国内外に発信していく</li> <li>○ 仙台フィルハーモニー管弦楽団の活動、仙台国際音楽コンクールなど楽都事業を推進していく</li> </ul>	<b>市民に支えられた 樂都をさらに高める</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 活発な公演活動をさらに促進し、幅広い市民の鑑賞機会を一層拡大する</li> <li>○ 市民の多彩な文化芸術活動、まちを使った事業を一層促進する</li> <li>○ 市民の制作・創作、発表活動などを促進、活性化していく</li> <li>○ 文化芸術を通じた市民交流、市民交歓の場となる</li> <li>○ 市民のまちへの誇り、愛着、まちイメージを高める</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広域、国内外からの来街者、観光客が訪れる場となる</li> <li>○ 交流人口拡大、来街者消費行動等から経済的波及効果を高めるとともに、新しい価値を創出する</li> <li>○ 都市の魅力向上、まちの楽しみ方を増やし、国内外への発信力の向上につなげる</li> <li>○ 他都市にない、まちの個性を際立たせ、市民の誇りとなるようにする</li> </ul>	<b>文化芸術を介した まちづくりを進める</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設だけでなく、まち一体となって文化芸術発信を行い、賑わう場となる</li> <li>○ 回遊拠点としてまちの回遊性を高め、地域の活性化、経済波及効果をもたらす</li> <li>○ 目的を持った利用者だけではなく、誰でもが集い、交流する場となる</li> <li>○ 周辺地域が魅力あるまちに更新されていくことを促進する</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 震災からの復興、さらにこれから社会創生に向けた文化芸術の力の拠点となる</li> <li>○ 文化芸術の力の地域社会の課題解決につなげる取組みを仙台の特徴的取組みとして発信していく</li> <li>○ 新たな総合的文化芸術振興の先端的都市としての位置を獲得する</li> </ul>	<b>復興の力となった 文化力を社会に活かす</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 文化芸術の力を地域社会の課題解決につなげ、コミュニティ再生、活性化の取組みに発展させていく</li> <li>○ 社会的包摂、多様性を重視する共生社会づくりをより一層進め</li> <li>○ 文化芸術の持つ力を發揮していく分野を市民協働で広げ、新たな活動を創出していく</li> </ul>

### 3. 機能構成

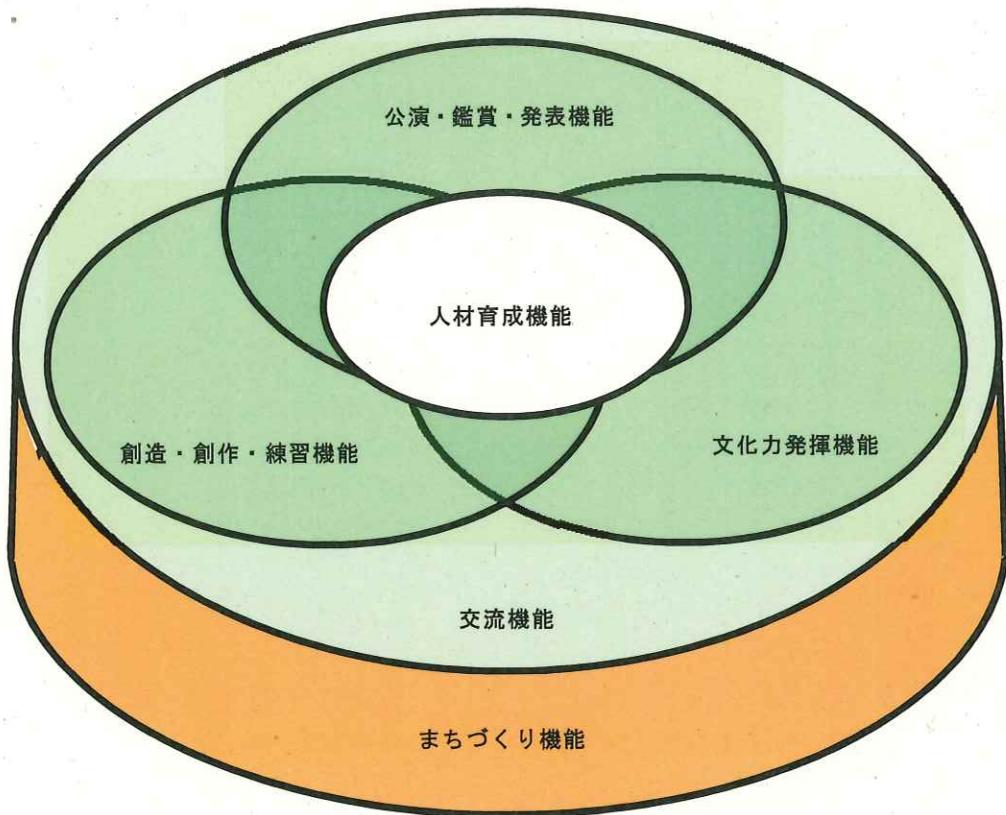
#### (1) 機能の考え方

- 音楽ホールは、従来のホール施設が持つ、公演・鑑賞・発表の機能、創造・創作・練習の機能だけではなく、理念、目的を実現するための以下のような機能を持つ。
  - ①公演・鑑賞・発表機能
  - ②創造・創作・練習機能
  - ③文化力発揮機能
  - ④まちづくり機能
  - ⑤交流機能
  - ⑥人材育成機能

#### (2) 機能構成

機能	概要
①公演・鑑賞・発表機能	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 多様な実演芸術の公演・鑑賞の機会を提供する。全国的な視点で行われる公演を東北の拠点として受け止める場としていく。</li><li>○ 市民の多様な実演芸術活動の発表の場とする。</li><li>○ 文化的な全国大会、地方大会等の開催ができる場とする。</li><li>○ ホールに限らず、施設内外の多様な場を活用してこの機能の実現を図る。</li></ul>
②創造・創作・練習機能	<ul style="list-style-type: none"><li>○ ①の機能に至る、創造のプロセスを一連のものとして支援する。</li><li>○ 独自の企画制作活動も想定し、それらを支えることのできる場とする。</li><li>○ 多様な活動を想定し、多様な仕様、性能をもった場の整備を想定する。</li><li>○ 地域施設等との役割分担を図り、拠点に必要な機能を整備する。</li></ul>
③文化力発揮機能	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 震災復興過程で発揮された音楽・文化芸術の力を地域社会の課題解決、コミュニティの活性化など様々な形で発揮していく拠点としていく。そのための人材育成、手法開発などに取組む。</li><li>○ 多様な主体や地域の文化施設等と連携し、市民協働でこの機能の推進の中核的役割を担う。</li></ul>
④まちづくり機能	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 整備の段階からまちと一体的に計画し、文化芸術を介してまちの活性化や特徴づくり、回遊拠点となるなど、多様なまちづくりの推進の役割を担い、まちとともに発展をしていく。</li><li>○ 「新しい広場」として、全ての人が憩い、集える場となり、多様な文化芸術との糸口を提供し、文化芸術振興につなげていく。</li><li>○ 都市イメージ、市民のまちに対する意識などを高め、音楽ホールがあることが市民の誇りとなり、「楽都仙台」のブランド形成に寄与する。</li></ul>
⑤交流機能	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 誰もが日常的に集い、憩い、賑わう場とする。</li><li>○ 文化芸術を介し、市民や文化団体の交流の場とする。</li><li>○ 広域的な都市文化観光の拠点、集客・交流の拠点となる。</li><li>○ まちの他の魅力と連携し、回遊拠点ともなる。</li></ul>
⑥人材育成機能	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 実演芸術振興、総合的な文化芸術政策展開に係る様々な人材、特に③の文化力を社会に活かしていくための人材の育成を図り、音楽ホールだけではなく、多様な場で活躍できるようにする。</li><li>○ 専門人材だけではなく、市民、企業、福祉施設や病院、学校等での活動者、ボランティアなど多様な支える人材の支援・育成を図る。</li></ul>

【機能構成図】



## II 施設の考え方

### 1. 施設像

#### (1) 施設のあり方

- 理念、3つの目的、6つの機能を実現するために、ホールだけではない複合施設となるが、施設のあり方として6つの視点が重要である。
  - ①適切なホール整備
    - 仙台の現状と将来を見据え、将来負担が過大にならない、適切なホールを計画する。
  - ②機能的施設
    - 想定する活動が適切に、効果的、効率的に行えるように機能的な施設とする。
  - ③発展性ある施設
    - 表現のあり方の変化、技術の変化に柔軟に対応できる、発展性のある施設とする。
  - ④まちと一体的な、開放的利用ができる施設
    - 常時賑わう施設として、まちと連続し、開放的に利用できる空間を確保していく。
  - ⑤適切な経費で整備、維持、運営のできる施設
    - 建築工事費、維持管理費、修繕改修費などが過度にならない適切な施設とする。
  - ⑥立地するまちと親和性の高い施設
    - 立地する場所、周辺の集積状況などを踏まえ、適切、的確な計画をしていく。

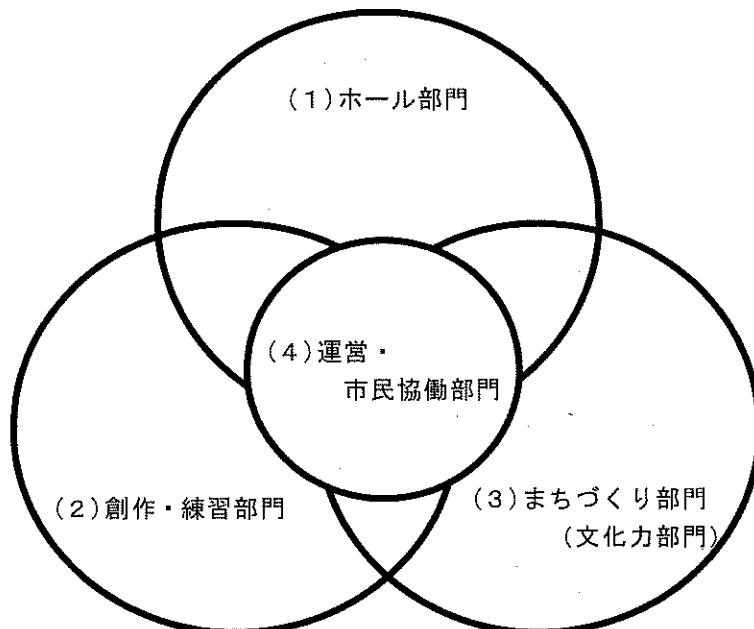
## (2) 部門構成

- 施設は4つの部門から構成される。ただし、それぞれの部門は独立してしまうのではなく、他部門施設と連携して活動したり、あえて他部門の施設を活用したり、融通しあう利用が想定される。さらに全ての施設を使って行われる事業なども想定される。したがって、施設配置や動線なども事業運営や管理運営の計画を十分に織り込んで、計画されることが大切となる。

【4つの部門構成】

部 門	概 要
(1)ホール部門	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公演、鑑賞、発表の場となるホールを中心とした部門。舞台、楽屋や搬出入口などバックヤードや客席、ホワイエ、トイレなど観客が利用する部分などの施設群</li> </ul>
(2)創作・練習部門	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ホール部門と連携したリハーサル室、練習室、稽古場、製作場など、公演や発表につながる一連の創造、創作、練習過程を支える施設群</li> </ul>
(3)まちづくり部門 (文化力部門)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設がまちに開かれ、まちを施設に取込み、まちと施設をつなぎ、多様な文化芸術と触れあうことのできるオープンステージなどもある、誰でもが自由に憩い、集える施設群</li> <li>○ 他の回遊拠点と連携し、多様な市民が気軽に立寄り、広域からの来館者などが情報を得、まちの魅力を体感できる施設群</li> <li>○ 文化芸術を介したまちづくりに係る活動や団体の交流や支援の場、人材育成のためのワークショップ、研修の機会などを企画・提供する施設群</li> </ul>
(4)運営・市民協働部門	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設の維持管理、運営を担うための施設群</li> <li>○ 新たな文化芸術政策を展開していくための施設群。多様な機関、団体、市民との協働を進め、連携の場となる</li> </ul>

【施設の部門構成】



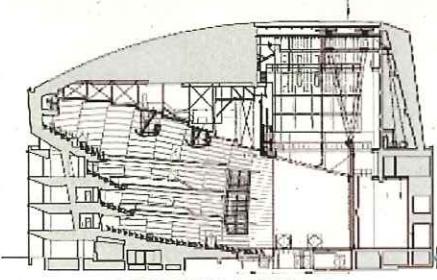
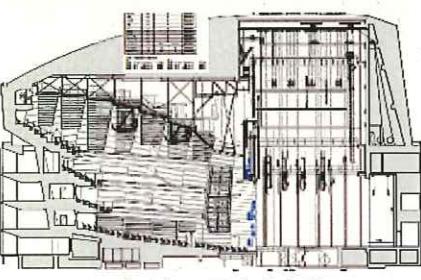
(3) 部門ごとの主な施設の考え方

部門	主要施設概要
(1)ホール部門	<p>(大ホール)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 仙台市の大型ホール施設現状を踏まえ、将来に向けた音楽・舞台芸術等の実演芸術のあり方に鑑み、2,000席規模の生の音源に対する音響重視の高機能多機能ホールを整備する。</li> </ul> <p>(小ホール)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民の活発な実演芸術活動を支援していくとともに、創造的な実演芸術活動を促進していく場として、300～500席程度の多機能小ホールを整備する。</li> </ul> <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ いずれのホールも適切な舞台及び舞台設備、バックヤード、観客用施設などを最新の知見に応じて適切に計画するとともに、映像・メディアなど表現に係る技術の革新などに対応できる設備を有する。</li> </ul>
(2)創作・練習部門	<p>(リハーサル室)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ホールの高機能多機能性に対応し、生の音源に対する音響重視のリハーサル室と舞台芸術のためのリハーサル室の2つを整備する。リハーサルだけではない実験的公演などにも対応できることを想定する。</li> </ul> <p>(稽古場・練習室)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 多様な音楽、舞台芸術に対応するために、広さや性能、設備の異なる諸室を複数整備する。なお、国際的な事業、広域の大会開催などを想定し、それらを適切に運営するために必要な諸室数を他部門と併せ確保する。</li> </ul> <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 制作室、大道具や美術の工房、録音スタジオ、倉庫など、一連の創作活動に必要な諸室を整備する。</li> </ul>
(3)まちづくり部門 (文化力部門)	<p>(施設内広場的空間)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ まちと連続して、誰もが気軽に訪れ、憩える空間を設ける。開館時間を通じて多様な人が賑わい、目的を持たずに来ても文化芸術との出会いが演出できるような空間となる。</li> </ul> <p>(交流スペース)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 表現技術の革新などによる実演芸術等の広がりに対応した展示や催事が可能なスペースを設ける。アーティストや市民の様々な交流の場となる。</li> </ul> <p>(文化力を活かすための諸室)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 復興過程で実証された、文化芸術の力を多様な地域社会の課題の解決に活かしていくための活動、人材育成のワークショップや講座などをオープンな場で行うことのできる諸室を設ける。</li> <li>○ ここを基点に、まちの様々な場にて活動を行うことも想定する。</li> </ul> <p>(サービス施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 従来の公共ホールの例によらず、単独でも来館目的となるような魅力とホスピタリティの高いサービス施設の充実を図る。</li> </ul>
(4)運営・市民協働部門	<p>(施設管理運営諸室)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設の管理運営に必要な諸室を設ける。</li> </ul> <p>(文化芸術政策展開のための諸室)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新たな総合的文化芸術政策を展開するための諸施設、特に様々な主体、団体との協働の取組みを進めていくために必要な施設を整備する。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 設備機械室、廊下・階段・エレベータ等共通動線などを設ける。</li> <li>○ 駐車場については立地場所が決まった段階で周辺環境を踏まえ検討する。</li> </ul>

## 2. 主要施設の考え方

### (1) ホール部門

#### ①大ホール

大ホール	2,000席規模の生の音源に対する音響を重視した高機能多機能ホール
概 要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ホールが楽器といわれるような、生の音源の響きを活かすコンサートホールに匹敵する音響性能を有するホールと、多彩な演出が可能で、言葉が明瞭に聞こえ、舞台の視認性に優れる劇場の2つの特性を最大限実現するように計画する。</li> <li>○ 従来の多目的ホールとは異なり、今日のホール建築技術や音響設計技術の向上、また音響反射板の性能の向上などによって、それぞれの用途に適したホールとすることが可能であり、さらに最新の知見と技術をもって整備を行うものとする。</li> </ul>
特 性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 合唱付大編成オーケストラにも対応できるコンサートホール形式と多様な演出を可能とする舞台と舞台設備、オーケストラピットをもった劇場形式に転換ができる。</li> <li>○ 舞台平面と同一平面に必要なものはできるだけ配置を行い、利用しやすい搬出入口・荷解場、十分な楽屋各種（音出し練習可能な楽屋整備）、アーティストラウンジなど適切に充実したバックヤードを整備。</li> <li>○ ホール規模に応じたホワイエ（ホワイエでのコンサートやレクチャーなど単独活用が可能）、適切な数のトイレ、バーカウンターなど適切に充実した観客環境を整備。</li> </ul>
適する ジャンル 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ クラシック音楽、合唱、吹奏楽、ポップス、ロック、ジャズ、邦楽、民族音楽など多様な音楽、大型の演劇、オペラ、バレエ、舞踊、ミュージカル、パフォーマンスなど様々な舞台芸術などの利用が想定される。</li> <li>○ 文化芸術の東北大会や全国大会などのメイン会場としての利用が想定される。大会運営に必要な多様な施設は複合して整備していく。</li> </ul>
事 例	<p>いわき芸術文化交流館（いわきアリオス）大ホール</p>     <p>音響反射板を設置した コンサートホール形式</p> <p>プロセニアムのある 劇場形式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>座席数 1,705 席 (オーケストラピット使用時: 1,516 席 ※最大客席 1,840 席)      残響時間 空席時 2.1 秒、満席時 1.9 秒、吸音幕設置時 空席時 1.3 秒、満席時 1.2 秒      敷地面積約 11,228 m<sup>2</sup>、延床面積約 27,547 m<sup>2</sup>、建築面積約 9,182 m<sup>2</sup></p> </div>

※写真・図版は施設 HP から採録

## ②小ホール

小ホール	300～500席程度の多様な表現活動に対応できる多機能ホール		
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民の活発な実演芸術活動を支援していくとともに、創造的な実演芸術活動を促進していく場として、300～500席程度の多機能ホール。</li> <li>○ 市民の活動の場として使いやすく、舞台設営などに過度な労力を必要とせずに利用できるようにする。</li> <li>○ 舞台形式や客席配置なども可変性があり、多様な表現活動に対応できる。</li> <li>○ 全館を利用するような大会、大型事業などでは、大ホールのサブホールや控えの場として利用するなど、汎用性ある利用を想定する。</li> </ul>		
適するジャンル	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ クラシックやポップスなど幅広い音楽、演劇、ダンス、舞踊、パフォーマンス、演芸など多様な舞台芸術などの利用が想定される。</li> </ul>		
事例	<p>上田市交流文化芸術センター（サントミューゼ） 小ホール</p>  <p>可児市文化創造センター（アーラ）虹のホール</p>  <p>座席数 320席(最大客席372席) 1階 288席、バルコニー32席 舞台面積 220m<sup>2</sup>、左右に袖舞台があり、音楽利用時には仕切り版が設置される</p> <p>※サントミューゼは複合整備されている上田市交流文化芸術センターと上田市立美術館の愛称。大ホールは1,530席の多目的ホール。 敷地面積 45,469m<sup>2</sup> 建築面積 12,309m<sup>2</sup> 延床面積 17,620m<sup>2</sup></p> <p>座席数 211～311席 音響反射板の設置により音楽対応 可動座席により、多様な舞台形式が可能</p> <p>※社会貢献型劇場経営として知られるアーラの愛称を持つ岐阜県可児市文化創造センター。大ホール(宇宙ホール)は1,019席の多目的ホール。 敷地面積 33,550m<sup>2</sup> 建築面積 8,740m<sup>2</sup> 延床面積 18,410m<sup>2</sup></p>		

※写真・図版は各施設 HP から採録

(2) 創作・練習部門

①リハーサル室

音楽 リハーサル室	オーケストラなど生の音源の演奏に対応したリハーサル室
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 4管編成のオーケストラが演奏可能な広さで、天井の高さも確保し、大ホールをコンサートホール形式にした場合の音響条件にできるだけ近づけたリハーサル室とする。</li> <li>○ オーケストラ等器楽演奏、合唱などの公演のためのリハーサル、練習活動の場と想定する。</li> <li>○ リハーサルの公開、またワークショップや体験的な講座、幼児や乳児などを対象とした小規模な公演などにも対応できるようにする（小規模な観覧席を想定する）。</li> <li>○ 大型の全国大会の開催時には、出演前の音だし、声だし可能な部屋として活用できることも想定する。</li> </ul>
事例	<p>広島市アステールプラザ オーケストラ練習室（363 m<sup>2</sup>）</p> 

舞台芸術 リハーサル室	演劇、ダンス、パフォーマンスなど多様な舞台芸術のためのリハーサル室
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大ホールのアクティングエリアと同じ広さを確保し、床、バトンなども、主ホールの舞台、舞台設備にできるだけ近づける。一辺の壁には一面に鏡を配する。天井高さも十分に確保する。</li> <li>○ 主ホールでの公演のリハーサル、通し稽古などに適したリハーサル室とする。</li> <li>○ オペラ、バレエ、演劇、舞踊などの公演リハーサル及び、練習活動の場とする。</li> <li>○ ワークショップや体験的な講座、幼児や乳児などを対象とした小規模な公演などにも対応できるようにする。</li> <li>○ 大型の全国大会などの開催時には、出待ちの控室や楽器ケース等の置場など、運営上の主要施設として機能させることを想定する。</li> </ul>
事例	<p>兵庫県立芸術文化センター リハーサル室1（331 m<sup>2</sup>）</p>  <p>滋賀県立芸術劇場びわ湖ホール リハーサル室（330 m<sup>2</sup>）</p>

※写真・図版は各施設 HP から採録

## ②練習室・稽古場

練習室・稽古場	多様な規模、性能、設備を持った練習室・稽古場
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生の音源によるクラシック音楽、電気的拡声を行うポップス音楽、演劇、ダンス・舞踊など、それぞれの活動に適した練習・稽古の場を整備する。大、中、小など規模の異なる室を複数整備する。録音編集室も計画する。</li> <li>○ 自主制作事業などを想定した利用、ホール等での公演や発表を目指した練習・稽古利用だけではなく、日常的な活動での利用をも想定する。</li> </ul>
事例	<p>いわき芸術文化交流館（いわきアリオス） 練習室・稽古場</p> 

## ③製作場・工房

製作場・工房	舞台芸術等における制作、公演活動に必要な工房等
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自主企画制作事業の実施や市民の創造・創作活動のために、また、それらに裾野の広い市民の参画を進めるために、大道具や小道具、衣装などの製作、加工をする場を設ける。</li> <li>○ 学校での演劇部活動などと連携して、専門的な技術指導や体験・育成事業を行う場としても活用が想定される。</li> </ul>
事例	<p>世田谷パブリックシアター 制作工房</p> <p>可児市文化創造センター（アーラ） 木工室</p> 

※写真・図版は各施設 HP から採録

### (3) まちづくり（文化力）部門

#### ①まちに開かれた広場・交流スペース

諸室名	参考事例
	 <p>せんだいメディアテク 1階オープンスクエア</p>  <p>兵庫県立芸術文化センター ピアツツア(広場)</p>
	 <p>東京芸術劇場アトリウム</p>  <p>水戸市新市民会館 やぐら広場(設計中)</p>
<p>①まちに 開かれた 広場・交流 スペース</p>	 <p>まつもと市民芸術館 シアターパーク (メインロビー・様々なイベント広場になる、右歌舞伎四谷怪談公演時の「お化け横丁」開</p>  <p>可児市文化創造センター(アーラ) カフェ (1階にオープンカフェがある)</p>
	 <p>ミューザ川崎シンフォニーホール 音楽文化・企画展示室</p>  <p>新潟市民芸術文化会館(りゅーとぴあ) カフェ</p>

※写真・図版は各施設 HP から採録

②文化力を活用するための諸室

諸室名	参考事例
②文化力を活用するための諸室	 <p>北上文化交流センター さくらホール 左:大アトリエ、中:小アトリエ、右:オープンルーム</p>  <p>いわき芸術文化交流館(いわきアリオス) アリオスラウンジ(市民活動室)</p> <p>可児市文化創造センター(アーラ) ワークショップルーム</p>

③その他まちの新たな魅力となる空間

諸室名	参考事例
③その他まちの新たな魅力となる空間	 <p>まつもと市民芸術館 トップガーデン (開館時間中は自由に出入りができる。イベントも開催される。)</p>  <p>アクロス福岡 手前の公園と連続し、建物を緑で覆う</p> <p>ニューワールドセンター(米国マイアミビーチ市) 2,100 m<sup>2</sup>のウォールスクリーンによる野外ライブビューイング設備を有する。1,000 人を収容する野外音楽堂となっている。ホールも最新の映像と通信技術が駆使されている。</p>

※写真・図版は各施設 HP から採録

### 3. 施設の規模

#### (1) 規模の考え方

○ 施設の規模については、敷地が明確になっていない現段階においては、以下の3つの考え方を基本に、必要な諸室を想定し、積算を行うこととした。立地や敷地が確定した段階で再度精査が必要となる。

- ①必要な各諸室を想定し、それぞれホール建築計画上適切な面積を設定する
- ②主要施設は平面配置を前提とする
- ③機能連携が必要な諸室はそれを前提に想定をする

#### (2) 規模の想定

部門	施設部門構成	床面積
ホール 部門	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大ホール：2,000席規模の生の音源に対する音響重視の高機能多機能ホール（7,500m<sup>2</sup>程度）</li> <li>○小ホール：300～500席程度の、多様な表現活動に対応できる多機能ホール（1,400～1,600m<sup>2</sup>程度）</li> </ul>	8,900 ～9,100 m <sup>2</sup>
創作・ 練習部門	<ul style="list-style-type: none"> <li>○音楽リハーサル室（450m<sup>2</sup>程度）</li> <li>○舞台芸術リハーサル室（500m<sup>2</sup>程度）、</li> <li>○稽古場・練習室群（520～570m<sup>2</sup>程度）</li> <li>○製作工房、録音スタジオ、倉庫など（230～380m<sup>2</sup>程度）</li> </ul>	1,700 ～1,900 m <sup>2</sup>
まちづくり部門 (文化力 部門)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○エントランス広場：開放的で多彩な催事も開催可能な十分な広さのあるエントランスロビー。目的がなくとも滞在できる憩いの場</li> <li>○サービス施設：周囲に開かれたオープンカフェ、アートカフェ、ショッップなど</li> <li>○文化力を活用するための諸室：ワークショップルーム、オープンアトリエ、子どものアトリエ、工房、講座室など、復興過程で発揮された文化芸術の力を継承・発揮させ、社会課題の解決に取組む活動とするための場</li> <li>○交流スペース：表現技術の革新などによる実演芸術等の広がりに対応した展示・催事などを通して交流する場</li> <li>○その他：立地、敷地等の条件によるが、屋外映像施設、パフォーマンス広場、縁日・お祭り広場など屋内外空間を活用した施設を検討する</li> </ul>	2,750 ～4,050 m <sup>2</sup>
運営・ 市民協働 部門	<ul style="list-style-type: none"> <li>○施設管理運営諸室：管理事務室、防災センターなど施設を管理運営していくための施設管理運営諸室</li> <li>○地域連携推進諸室：文化芸術によるまちづくり推進、社会課題への活用などを行う地域連携推進室など</li> </ul>	1,550 ～1,750 m <sup>2</sup>
その他共 通運動線等		12,100 ～13,200 m <sup>2</sup>
合　　計（延床面積） ※附置義務駐車場面積を除く		27,000～30,000 m <sup>2</sup>
※必要となる建築面積の想定（9,000m <sup>2</sup> から11,000m <sup>2</sup> ）		

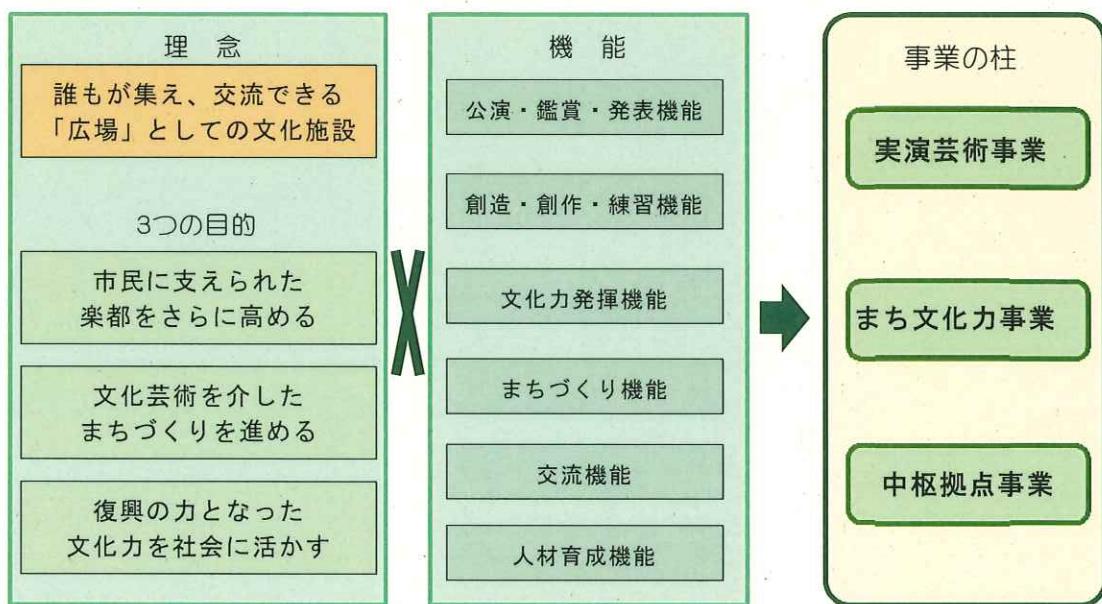
### III 事業運営の考え方

#### 1. 事業運営の考え方

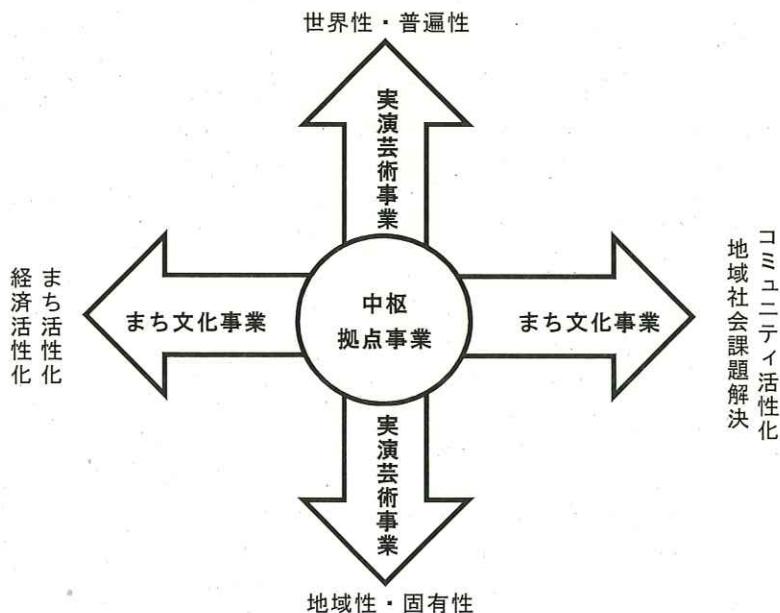
##### (1) 事業の柱

- 「新しい文化施設の創造」のもと、『誰もが集え、交流できる「広場」としての文化施設』という音楽ホールの理念（設置目的）及び3つの目的、また、想定された6つの機能を具体化するものとして、3つの事業の柱を設定した。

【事業の柱の設定】



【事業の柱の関係】



## (2) 事業運営の考え方

- 3つの事業の柱の基本的な展開の方向性、考え方は以下の様に想定した。

事業の柱	事業運営の考え方
<b>実演芸術事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大ホールでは、生の音源の響きに優れた大型ホール、多様な舞台芸術に応える大型劇場という2つの特性を活かし、多様な実演芸術の公演、鑑賞、発表の機会を提供する。</li> <li>○ 小ホールは、市民の発表活動や市民協働で作品を制作していく場、小規模空間を活かしたプロの公演などの場としていく。</li> <li>○ 仙台国際音楽コンクールや仙台フィルの活用等既存の<b>楽都事業</b>を、他施設との連携を図りながら、一層質を高め、多くの人に魅力的で、これから時代においても市民からしっかりと支えられる形に発展させていく。</li> <li>○ 仙台の実演芸術を牽引・触発するような活動を<b>公演事業</b>として実現したり、<b>制作事業</b>を行うことにより、仙台の実演芸術活動をより活性化し、仙台の文化的発信力を高める。</li> <li>○ ホールのみならず、ホワイエを活用したり、創作・練習部門の諸室を活用し、実演芸術の質の向上を図ったり、多様な市民に多様な糸口を提供してそ野の拡大を図る<b>育成事業</b>などを展開していく。</li> <li>○ 市民の発表の場であるとともに、東北の拠点都市として、市民のニーズが高く、広域からも開催が求められる様々な実演芸術公演、文化的な大会などが適切に実施できるように、積極的な<b>貸館事業</b>を行っていく。</li> </ul>
<b>まち文化力事業</b>	<p><b>まちづくり事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実演芸術事業と連携し、誰もが自由に憩える場として、常時魅力ある演出、ミニコンサートやパフォーマンス、映像提供、展示などを展開する。公演などを目的とした来館者だけでなく、多くの様々な人々が訪れたくなる施設とする。</li> <li>○ また、施設内外での事業展開、文化芸術によるエリアマネジメント展開により、新たなまちの魅力の形成を図る。それらにより、まちの回遊性を高め、施設への集客のみならず、広域からの来街者、インバウンドの拡大にもつなげる。</li> </ul> <p><b>文化力活用事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 復興の力となった文化力を継承、発展させ、これから少子高齢・人口減少社会に活かしていくために、教育、福祉、医療、コミュニティ、産業などとの連携を図り、地域社会の課題解決、社会包摂の実現、共生社会の実現につなげる。まだ、手法などが確立していない面が多いので、多様な専門機関、市民団体等との連携を図り、協働して取り組む。</li> </ul>
<b>中枢拠点事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 仙台市の総合的文化芸術振興の中枢拠点として、音楽ホールのマーケティングはもとより、文化芸術の持つ多様な価値を活かし、社会的な課題の解決に取り組むための専門機関の役割を果たす。</li> <li>○ 全国的な動向のなかでの仙台の文化芸術の状況の分析、課題の把握、地域における市民の文化芸術活動、地域の伝統芸能や継承されている文化などの把握を行い、今後の事業活動の方向性や取り組むべき活動などを検討し、情報提供、戦略構築などを行う。</li> <li>○ 特に、これから社会に必要な<b>人材育成事業</b>、文化力を活かした取り組みを市域全体に広げるための<b>地域連携事業</b>に取り組む。</li> </ul>

## 2. 事業運営の方向性

### (1) 実演芸術事業

事業名	事業項目	活動・事業例示
実演芸術事業	楽都事業	○ 仙台国際音楽コンクール・仙台クラシックフェスティバルの主要会場、仙台フィルハーモニー管弦楽団の公演など。
	公演事業	○ 国内の先導的施設との連携ネットワークによる優れた実演芸術の公開、社会包摂の視点に立った幼児・子ども・障害者等への鑑賞機会提供など。
	制作事業	○ 多様な制作過程に市民が参画する総合舞台芸術の制作、国内他施設との共同制作など。
	育成事業	○ 子ども等次世代育成、高校・中学などの実演芸術関連部活動等の育成、クリニック、実演芸術に係る体験的講座、スキルアップ講座など。
	貸館事業	<p>○ 仙台のホール現状課題を踏まえ整備するホールであり、その特性を活かし、多様な活動に公演の場を提供することが重要な役割であると考えられる。プロフェショナル、興行的な利用だけではなく、市民活動、学校などの利用も含め、施設利用者から選択され、使われる施設となり、来館者からここで鑑賞したいと言われるような魅力的な貸館事業を検討していく。</p> <p>○ 管弦楽、合唱、吹奏楽、オペラ、バレエ、ダンス、ポップス、ミュージカル、演劇、能楽、歌舞伎、邦楽・邦舞、パフォーマンス、芸能、演芸、メディア・アート、新たな表現技術を駆使した公演など、多様な実演芸術活動に場を積極的に提供する。また、全館を利用するような文化芸術に関する大会などの開催ができるようにする。</p> <p>○ 市民利用施設予約システムとは異なる予約システムの検討が必要と考えられる。</p>

### (2) まち文化事業

事業名	事業項目	活動・事業例示
まち文化力事業	まちづくり事業	○ 「楽都」のとらえ方を「楽しみの都」に広げ、まちづくりのなかに文化芸術を位置付ける。特に立地する周辺地域に対しては、文化芸術によるエリアマネジメント、施設内外でのまちイベントの開催などによる新たなまちの魅力創出、創造的な界隈形成、回遊性の向上などを図り、集客力を高め、交流人口の拡大につなげる。
	文化力活用事業	○ 復興過程で大きな成果を挙げた、文化芸術の持つ力を地域社会課題、市民生活課題の解決に活かしながら地域や暮らしに根ざした文化芸術の推進を図る。教育、福祉、介護、医療、地域商業、コミュニティなどテーマごとのプロジェクトを立ち上げるなど、モデル事業を専門機関や市民団体等と連携して取組むなどが考えられる。

### (3) 中枢拠点事業

事業名	事業項目	活動・事業例示
中枢拠点 事業	人材育成 事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 従来のホールマネジメント人材だけではなく、まちづくりや社会的課題と文化芸術の橋渡しができる人材など、文化芸術の多様な価値を推進していくための人材を育成する。市域の文化施設の運営人材だけではなく、障害者施設など多様な分野の施設の人材、地域で活動している市民団体の人材など、幅広い視点で人材育成に取り組む。</li> </ul>
	地域連携 事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 文化芸術によるまちづくりの推進、文化芸術の力を地域社会課題や市民生活課題の解決に活かす、といった文化芸術の多様な価値を活かして市民生活とまちの活性化を図る取組みを市域全体に広げていくために、提言を行ったり、情報提供、相談など、中間支援的な役割を果たす。</li> <li>○ 人材育成事業と連動しながら、市域のホール施設や文化団体など様々な主体との連携を図り、協働事業などの展開により、地域施設の活性化につなげるとともに、各施設を拠点として市域全体に音楽ホールの目指す活動を広げていく。</li> </ul>

### 3. 事業運営の課題

#### (1) 事業運営構築の課題

- 事業運営については、現段階では具体的に詳細を構築できる段階ではないために、基本的な方向性や主要な柱、例示としての事業などを提示しているに過ぎない。事業運営構築の課題として以下の3点が指摘される。

##### ①仙台市文化芸術振興の方向性との総合的な検討

- 音楽ホールは仙台の次代に向けた政策的戦略拠点とされており、一般的なホールにおける事業に留まらない政策的な事業が想定されている。文化芸術基本法への改訂など政策も大きく変化してきている時期であり、仙台市文化芸術振興の方向性との総合的な検討が必要である。

##### ②想定される事業の具体的検討、既存事業との関係等の検討

- 例示として掲げたような音楽ホールの主要事業ともなるべき事業については、現状を十分に精査し、関係する団体等との調整を含め、具体的な事業化に向けた検討を深めて欲しい。

##### ③できることから先行的に取組む

- 想定される主要事業には、既存事業もあり、音楽ホール整備を想定しての準備が可能なものもある。また、人材育成などは時間を要するものであり、早期に取組んでいく必要がある。できることから先行的に取組むことが期待される。

## (2) 今後の整備事業の進め方との関係

- 後段でみると、公共施設整備にはPPP（民間連携）の発想を導入することが積極的に求められている。そこにおいて、どのような事業を行うのかといったソフト面の要件が重要な判断基準となることもあるため、今後の整備事業の進め方を十分に想定して事業運営の検討を進めていくことが必要である。

### ①ハードとソフトが対話して整備事業が進められる体制づくり

- 基本構想、基本計画においても、施設計画が先行することが無いように、事業運営と一緒にものとして策定が進められることが必要である。また、どのような事業手法を選択するにしても、設計・施工段階においてもそれと並行して事業運営の構築が進められ、対話ができるような体制づくりが必要である。

### ②運営組織や体制のあり方を想定した検討

- 事業手法の選択が運営組織のあり方を決める側面もあり、反対に運営組織のあり方が事業手法の選択に影響を与える場合もある。事業運営についての検討においても、望ましい運営組織や体制のあり方も含めて、早期に検討しておく必要がある。

### ③事業運営から施設や設備等への要件の検討

- これまでのホール計画では、施設や設備のハードの計画が先行してきたため実際の運用、事業を行う段になって課題が発覚する場合もある。早期に事業運営について具体化をし、基本構想、基本計画といった段階から施設や設備等への要件、要望を提起していくようにしていくことが望まれる。

## IV 管理運営の考え方

### 1. 管理運営の考え方

#### (1) 管理運営組織部門

- 「ホール部門」、「創作・練習部門」、「まちづくり部門（文化力部門）」、「運営・市民協働部門」の4つの施設部門を管理運営し、「実演芸術事業」、「まち文化力事業」、「中枢拠点事業」の3つの事業の柱を開拓していくために、以下のような管理運営組織を想定した。

【管理運営組織部門】

部門	所掌概要
事業部門	実演芸術事業：楽都事業、公演事業、制作事業、育成事業 まち文化力事業：まちづくり事業、文化力活用事業 中枢拠点事業：人材育成事業、地域連携事業
運営部門	貸館事業、営業、施設プロデュース、誘致・協力、施設広報・情報事業
技術部門	舞台機構、照明、音響等舞台技術管理及び運用 施設内外の演出技術支援、舞台技術育成など
維持管理部門	施設設備の維持管理、清掃など環境管理警備など安全管理、防災管理
経営部門	経営計画・評価、総務業務、パブリックリレーションズ、ファンドレイズなど

## (2) 管理運営の考え方

- 管理運営の基本的な考え方として以下の5点を提起した。

### ①各部門が連携した総合性ある管理運営

- 「新しい広場」として、また、文化芸術振興の中核拠点として、事業、運営、技術、維持管理、経営部門が連携し、総合的に取組む管理運営が必要である。

### ②専門人材の確保、専門人材の育成

- 各部門に高い専門能力が求められ、また、これまでのホールマネジメント人材だけではない専門人材も必要であり、その確保、育成が課題となる。

### ③貸館事業と自主事業のバランス

- 東北の文化芸術公演の拠点都市としての位置づけと広域集客拠点としての音楽ホールの役割に鑑み、公演の場を提供する貸館事業は重要な事業であり、自主事業とのバランスを考えることが必要である。

### ④全てのための施設としてのサービス向上

- 目的をもって来館する利用者だけではなく、全てのための施設として、積極的な働きかけや演出、ホスピタリティあるサービスの提供などを図る必要があり、音楽ホールの理念、目的の実現を常に認識した管理運営が求められる。

### ⑤積極的な情報公開、パブリックリレーションズの重視

- 音楽ホールの役割・意義を積極的に広報、情報を提供し、幅広い支持と支援を獲得できる関係性を市民との間に形成していくことを管理運営の基本としていくことが必要である。

## 2. 管理運営組織の考え方

### (1) 運営方式～市が直接運営か指定管理者制度か～

- 音楽ホールは、地方自治法第244条に基づく公の施設であり、その管理運営は、市が直接行うか、指定管理者が行うかのいずれかになる。
- 指定管理者制度では公募により最適な指定管理者を選定することが原則であるが、明確な理由がある場合には、特命により指定する場合もある。また、PFI（民間資金による社会資本整備）などの事業手法においては、設計・施工・運営（指定管理）を一連のものとして民間事業者（SPC：特定目的会社）に一体的に行わせる場合もある。
- 事業運営、管理運営のあり方を今後詰めていく中で、どのような運営組織・運営体制が望ましいかを検討し、運営方式の選択を行うことが必要である。

【運営方式による違い】

	市が直接運営する場合	指定管理者による運営の場合
概要と特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市が直接運営をするが、舞台技術や施設維持管理などは、外部委託となる場合が多い。</li> <li>○ 市の組織（出先機関）という位置づけになり、文化芸術振興の方針や計画された事業を直接的に具現化することができる。</li> <li>○ 職員が短期間で異動することから専門能力が育ちにくいという問題もある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 柔軟な運営やサービスの向上、効果的・効率的な施設運営による経費節減などが目的とされる。</li> <li>○ 応募団体の提案書等を審査し、議会の議決を経て決定する。</li> <li>○ 近年はアートNPO、楽団など芸術団体、大学等が共同事業体を構成して応募する場合もあり、多様化が進んでいく。</li> <li>○ 指定管理期間を限定する必要があるため、施設の長期的な運営方針や人材育成方針を立てることが困難な場合がある。</li> </ul>

(2) 運営専門人材、責任者のあり方 ~事業運営、管理運営の方針に基づき判断すべき~

- 優れた施設運営のためには、経営面、事業面、運営面、舞台技術面で、優れた専門人材を適切に配置し、総合的な力を高めることが大事である。
- 施設によっては、芸術監督制、劇場監督制、プロデューサー制などを導入している場合がある。その役割や権限は施設によって異なるが、一般的には高度な知見に基づき施設における芸術面の方針を策定し、独自の質の高い舞台芸術作品の企画制作や方針に基づく自主事業のラインナップの選定などを目的とする。重要な点は、これらの人材にどこまでの権限を与える、どこまで任せるのか、権限と役割範囲を明確にすることである。さらに、このような仕組みで個性ある運営を行うことを支える体制を用意することも必要なことである。
- 音楽ホールは、ホール部門を中心とした実演芸術事業以外に、文化芸術によるまちづくりの推進や地域課題の解決につなげるといったまち文化力事業、中枢拠点施設としての地域連携事業や人材育成事業なども行うことが想定されている。こういった事業を行うため、施設管理のノウハウに留まらない幅広い専門的知見が必要であり、そのような人材の獲得、育成、活用を図っていく必要がある。
- 音楽ホールは仙台にこれまでになかった 2,000 席規模の高機能な多機能ホールであり、貸館事業も重要な事業と想定される。施設をプロデュースし、利用者の立場に立った協働者として、全国にも優れた貸館と評価されるような施設を目指すための人材も重要と考えられる。

### 3. 管理運営の課題

#### (1) 管理運営構築の課題

##### ① 従来のあり方にとらわれない検討

- 音楽ホールは市民利用施設予約システムとは異なる予約の仕組みが必要であることを記したが、予約の仕組みだけではなく、既存施設の管理運営の例にとらわれずに、実

演芸術施設として望ましい管理運営のあり方を実現することが望まれる。市民の理解、利用者の理解を得ながら、新たなあり方を提起していくことが必要である。

## ②人材の問題

- どのような管理運営であっても現実に担うのは現場の人材であり、人材によって成果は大きく異なるといえる。人材の育成には時間がかかることから、できるだけ早期から取組み、人材の確保を図ることが必要である。人材の輩出拠点となる位の姿勢で取組むことが望まれる。

## (2) 今後の整備事業の進め方との関係

### ①事業手法との関係

- 前章の事業運営の課題にも記したことであるが、管理運営及び管理運営組織については、事業手法の選択によって決まる面もあり、反対に管理運営の方針が事業手法の選択に影響を与えることもある。事業手法の選択までには、方針の具体化、明確化をしておく必要がある。

### ②運営経費の課題

- 現段階では、管理運営経費を詰めることはできないが、類似の他施設の事例では、指定管理料といった設置者が負担する運営に対する支出が、5億円から8億円程度になっている。この程度の経費を想定しておくことが必要である。

## 第3章 施設整備の考え方

### I 立地と事業手法について

#### 1. 立地検討と懇話会の役割

##### (1) 音楽ホールの立地について ~望ましい建築面積の確保と都心部立地~

- 第2章で提起したように、音楽ホールの全体規模は、必要な駐車場面積を除いて 27,000 m<sup>2</sup>から 30,000 m<sup>2</sup>程度、建築面積が 9,000 から 11,000 m<sup>2</sup>程度と整理された。また、立地に関しては、市の都心部への立地が望ましいという方向性が確認された。
- ホール施設の建築に関しては、下記のような規制もある。また、フライタワー（舞台上部の吊り物機能などを収める部分）の高さを確保しなければならないなどの課題もある。
- このようなことから、上記のような条件を踏まえ、音楽ホールの立地が可能と考えられる「検討候補地」を市から提起を受け、それら候補地について検討を行った。
- さらに、敷地やその立地環境の持つ条件と事業手法とは密接に関連する側面があるので、事業手法についての検討を併せ行うこととなった。

##### 【ホール施設の建築に関する規制】

###### ■用途地域規制

- 劇場・ホールが建てられる用途地域は限られており、原則的には近隣商業地域、商業地域、準工業地域においてのみ建てることができる。
- この用途制限の規制を解除して制限建築物を建てる場合には、建築基準法第48条に掲げる「特定行政庁の許可」が必要となる。
- 特定行政庁が48条の各項のただし書の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、その許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行い、かつ、建築審査会の同意を得なければならない。

###### 用途地域内の建築物の用途制限

用途地域	建築物 遊技場・風俗施設等 劇場、映画館、演芸場、観覧場
第一種低層住居専用地域	×
第二種低層住居専用地域	×
第一種中高層住居専用地域	×
第二種中高層住居専用地域	×
第一種住居地域	×
第二種住居地域	×
準住居地域	客席部分 200 m <sup>2</sup> 未満
近隣商業地域	○
商業地域	○
準工業地域	○
工業地域	×
工業専用地域	×

※用途地域の指定のない地域には、延床面積 1万m<sup>2</sup>を超える劇場、映画館、演芸場、飲食施設等の施設は建てられない。

## (2) 懇話会の役割 ~専門的、客観的な視点からの検討 選択は市の役割~

- 懇話会では、仙台市音楽ホール検討懇話会設置要綱第6条に基づき、立地検討専門部会を設置し、専門委員2名を加え、専門的な見地を交えて検討を進めた。
- 立地場所や事業手法を決定するのは市の役割であり、懇話会が候補地を絞り込んだり、決定したりするものではない。市としての検討と決定に資する情報や考え方を提供することが役割である。

## 2. 検討の視点と検討結果の報告

### (1) 検討の視点

- 懇話会では、以下の6点の視点から検討を行った。この結果を踏まえ、検討候補地ごとの特性・課題等について整理を行った。懇話会としての意見の統一、優劣の判断は行っていない。

1. 施設整備の視点からの検討
2. 動線の視点からの検討
3. 音楽ホールの目的、ねらいの実現可能性
4. まちづくり、都市計画方針との整合性
5. P P P・事業手法などを検討していく上での可能性と課題
6. 候補地個別の状況で勘案すべき課題

### (2) 検討結果の報告

- この検討過程で、個々の候補地の検討結果だけではなく、立地選択及び事業手法選択に向けた考え方やありか方の提起を行うこととした。
- これは、仙台市基本計画や都市計画マスターplanなど、まちづくりの基本的な方針の改訂を行っているタイミングであり、また、大きな社会変化が想定されるこれからの時代において、持続可能な成長を目指し、仙台に新しい価値と魅力を生み出す、新しい概念の文化施設である音楽ホール整備事業をより望ましいものとするための提起である。

## II 検討の課題

### 1. 検討候補地

#### (1) 検討候補地一覧

○ 市から提起のあった検討候補地は以下のとおりである。

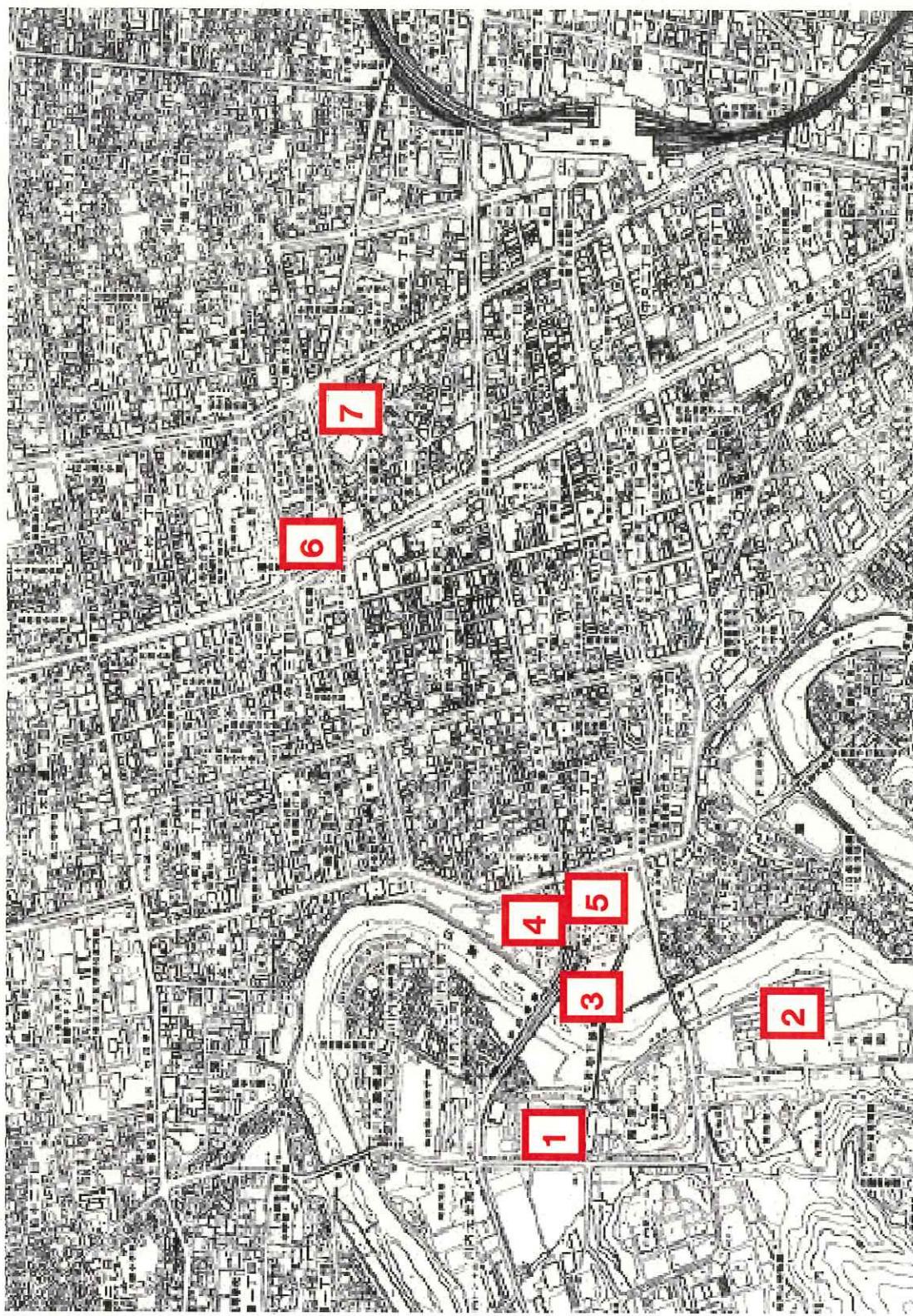
検討候補地名	所有面積	用途地域等	その他
No 1 青葉山交流広場	市有地 ※一部東北大学所有地 敷地面積約 19,200 m <sup>2</sup>	第二種住居地域 (60%/200%) 特別用途地区：文教地区 高さ制限 30m(景観重点区域)	埋蔵文化財包蔵地
No 2 青葉山公園	国有地 ※一部、市有地 敷地面積（公園面積） 約 421,000 m <sup>2</sup>	第二種中高層住居専用地域 (60%/200%) 特別用途地区：文教地区 環境保全区域・高さ制限 20m(広瀬川条例)*	埋蔵文化財包蔵地
No 3 西公園 (市民プール跡)	市有地 ※一部、国有地 敷地面積（公園面積） 約 108,000 m <sup>2</sup>	第二種住居地域 (60%/200%) 環境保全区域・高さ制限 20m(広瀬川条例) *	埋蔵文化財包蔵 保存樹林あり*
No 4 西公園 (市民図書館跡)	市有地 ※一部、国有地 敷地面積（公園面積） 約 108,000 m <sup>2</sup>	第二種住居地域 (60%/200%) 高さ制限 40m(景観重点区域)	埋蔵文化財包蔵地 保存樹林あり*
No 5 西公園 (お花見広場)	市有地 ※一部、国有地 敷地面積（公園面積） 約 108,000 m <sup>2</sup>	敷地面積約 108,000 m <sup>2</sup> 第二種住居地域 (60%/200%) 高さ制限 40m(景観重点区域)	埋蔵文化財包蔵地 保存樹林あり* 保存樹木(臥竜梅) あり*
No 6 勾当台公園 (東側：いこい のゾーン)	市有地 ※一部、国有地 敷地面積約 14,200 m <sup>2</sup>	商業地域 (80%/500%) 高さ制限 60m(緩和で 80m)	都市公園・都市計 画公園の廃止が必 要 保存樹林あり
No 7 錦町公園	市有地 敷地面積約 17,400 m <sup>2</sup>	商業地域 (80%/500%) 高さ制限 80m (緩和で制限なし)	都市公園・都市計 画公園の廃止が必 要
No 8 民有地(再開発)	相手方の申し入れに基づき検討を行ったが、相手方より非公表についての申し入れがあったため、公表しない。		
No 9 民有地(購入)	音楽ホールを整備しうる敷地の一例として検討を行ったものであり、地 権者・周辺地域に影響が及ぶのを避けるため、公表しない。		

注)高さ制限については、市条例による絶対高さ制限を明記している。(建築基準法上の高さ制限等は、別途かかる。)

注)\*印については参考資料(P50~P53)参照

(2) 検討候補敷地の位置図

※番号に対応した検討候補地名等は次ページ示している



**1** せんだい青葉山交流広場・駐車場  
 東西線：国際センターライン

**6** 勾当台公園（東側：いこいのゾーン）  
 ○ 南北線：勾当台公園駅隣接  
 ○ JR：仙台駅から徒歩 15 分 (1.3 km)

**2** 青葉山公園  
 ○ 東西線：国際センターラインから徒歩 7 分 600m

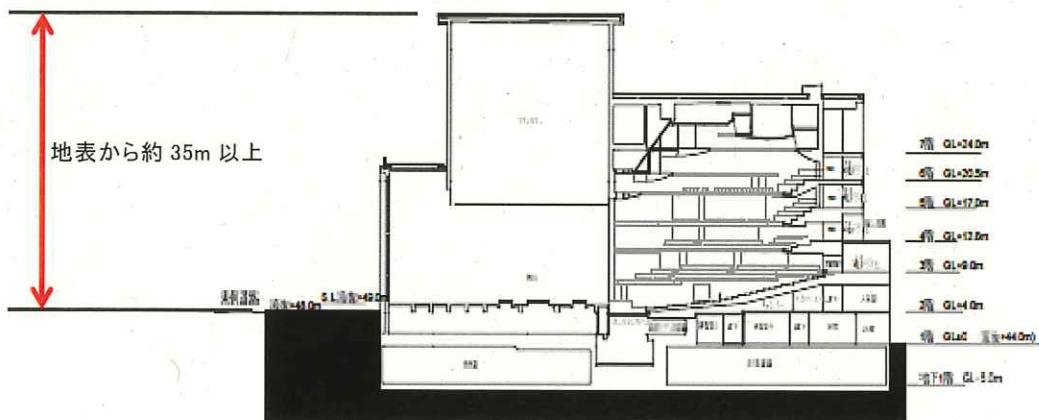
**3** 西公園（市民プール跡）  
 ○ 東西線：大町西公園駅から徒歩 4 分 (350m)  
 ○ 南北線：広瀬通駅から徒歩 14 分 (1.2 km)  
 ○ 南北線：勾当台公園駅から徒歩 17 分 (1.5 km)

**4** 西公園（市民図書館跡）  
 ○ 東西線：大町西公園駅から徒歩 4 分 (350m)  
 ○ 南北線：広瀬通駅から徒歩 12 分 (1.0 km)  
 ○ 南北線：勾当台公園駅から徒歩 13 分 (1.1 km)

**5** 西公園（お花見広場）  
 ○ 東西線：大町西公園駅から徒歩 3 分 (270m)  
 ○ 南北線：広瀬通駅から徒歩 12 分 (950m)  
 ○ 南北線：勾当台公園駅から徒歩 13 分 (1.1 km)

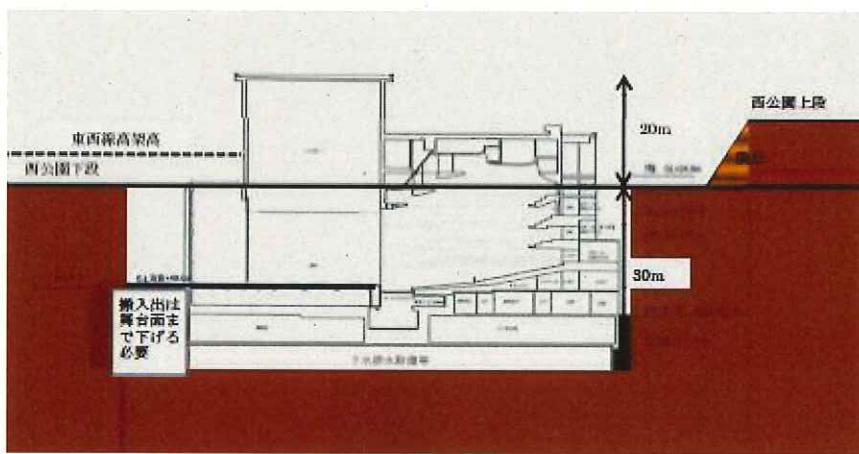
## 参考資料 1. 音楽ホールのフライタワーの高さ

- 舞台上部には、舞台演出を可能にするためのバトンや照明、緞帳の引き込みなどのためのフライギャラリーが必要であり、フライタワーと呼ばれる舞台の大きさに準じた柱状の部分が必要になる。
- 「2,000 席規模の生の音源に対する音響重視の高機能多機能ホール」を想定する大ホールは、最低限、舞台面から約 34m、地表面から約 35m の高さを確保することが必要となる。



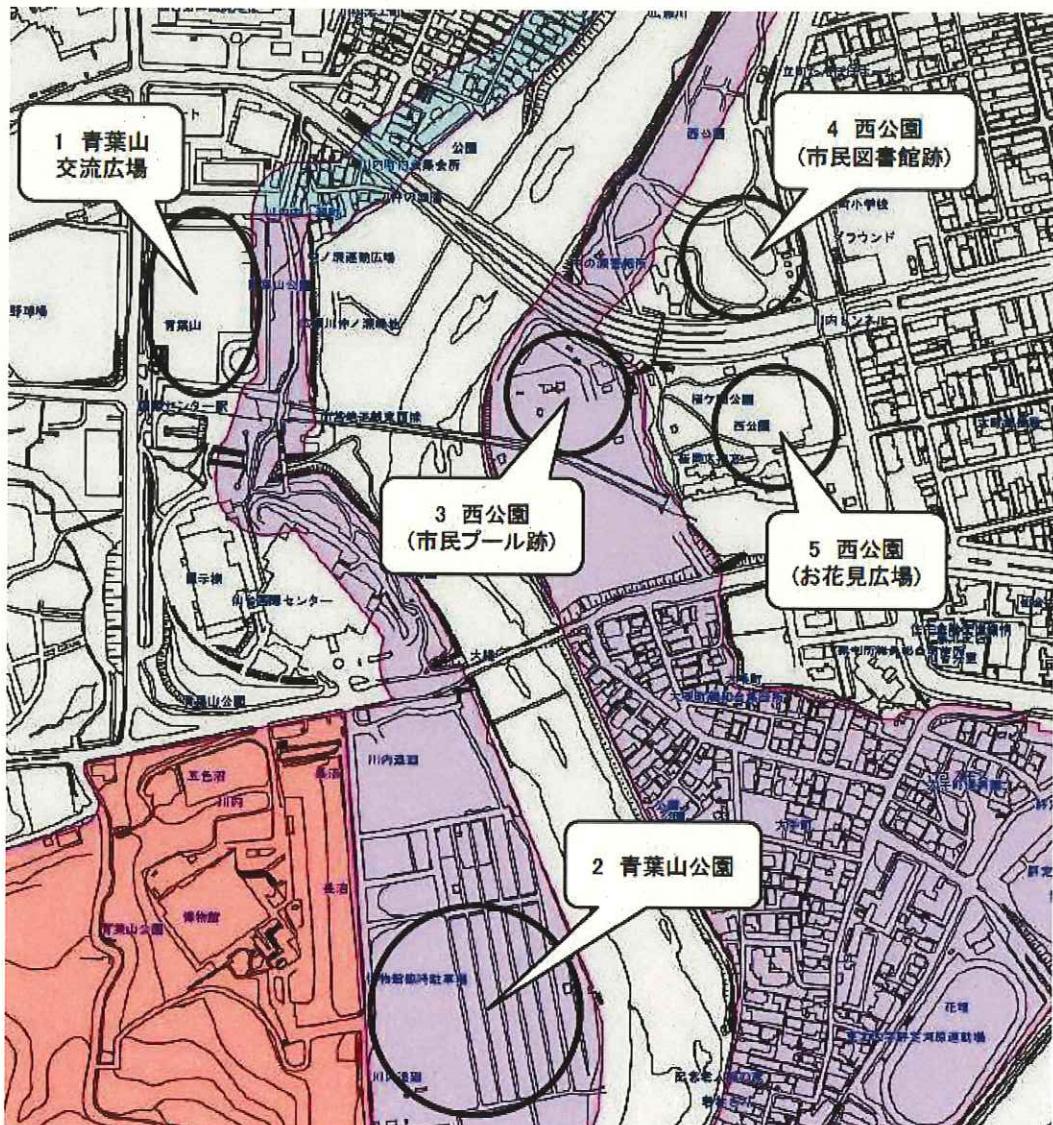
注) 図は、兵庫県立芸術文化センター大ホールをモデルとした簡略図

参考 高さ制限 20m に対応してホールを沈降させた場合  
(西公園市民プール跡地を事例とした場合)



## 参考資料2. 広瀬川の清流を守る条例に基づく高さ制限 20m の地域

- 広瀬川の清流を守る条例では、河岸の自然環境や景観を守るために「環境保全区域」を指定しているが、そこでは建築行為許可基準が定められている。その内、高さについて 20m 以下に制限されている地域は以下の図の紫色の部分である。
- 検討候補地のうち、この制限にかかるのは「2. 青葉山公園」と「3. 西公園（市民プール跡）」である。



### 参考資料3. 保存樹木と保存樹林

- 地域を象徴するランドマークとしての樹木や樹林を、ふるさとの緑として「保存樹木」「保存樹林」として指定し、保全している。
- 保存樹木は、平成30年4月1日現在で174件（179本）が指定されており、保存樹林は定禅寺通や青葉通のケヤキ並木をはじめ12件が指定されている。
- 今回の検討候補敷地の関係では、保存樹木では西公園の「臥竜梅」、保存樹林では西公園のヒマラヤシーダ林、勾当台公園のヒマラヤシーダ林、勾当台公園の外周部にあたる勾当台通外記丁線と定禅寺通県庁前線のイチョウ並木が該当することになる。
- 該当する検討候補地は以下のとおり。

検討候補地4 西公園（市民図書館跡）

凡 例	
●	保存樹林（ヒマラヤシーダ）
●	その他の樹木



検討候補地3 西公園（市民プール跡） 検討候補地5 西公園（お花見広場）

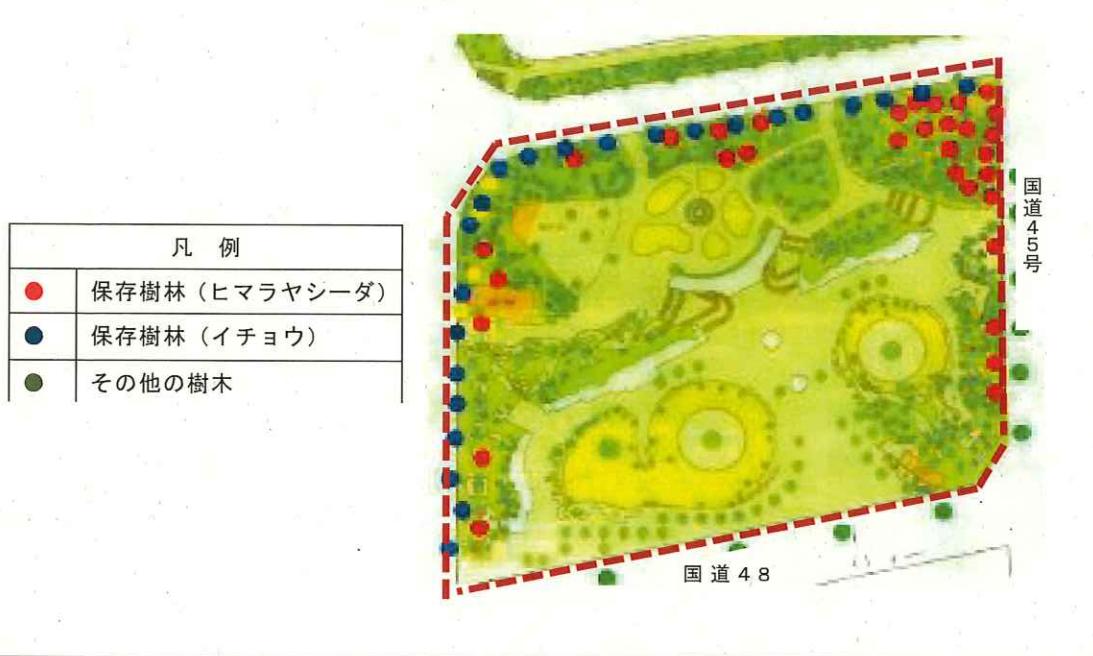
凡 例	
●	保存樹林（ヒマラヤシーダ）
●	保存樹木（臥竜梅と大イチョウ）
●	石碑
◆	彫刻



注) ピンクの輪はエントランス

### 参考資料3. 保存樹木と保存樹林 つづき

検討候補地6 勾当台公園（東側：いこいのゾーン）



### 参考資料4. 都市公園の保存規定

- 「都市における緑とオープンスペースは、人々の憩いとレクリエーションの場となるほか、都市景観の向上、都市環境の改善、災害時の避難場所等として機能するなど多様な機能を有しており、緑とオープンスペースの中核となる都市公園の積極的な整備を図るとともに都市住民の貴重な資産としてその存続を図ることが必要である。」（都市公園運用指針（第3版）「6. 都市公園の保存規定について（法第16条関係）」 国土交通省都市局）

#### ■都市公園法における「都市公園の保存規定」

第一六条 公園管理者は、次に掲げる場合のほか、みだりに都市公園の区域の全部又は一部について都市公園を廃止してはならない。

- 一 都市公園の区域内において都市計画法の規定により公園及び緑地以外の施設に係る都市計画事業が施行される場合その他公益上特別の必要がある場合
- 二 廃止される都市公園に代わるべき都市公園が設置される場合
- 三 公園管理者がその土地物件に係る権原を借受けにより取得した都市公園について、当該貸借契約の終了又は解除によりその権原が消滅した場合

## 2. 事業手法

### (1) PPP/PFI の取組みと事業手法の概要

#### ①多様な PPP/PFI 手法導入の優先的な検討

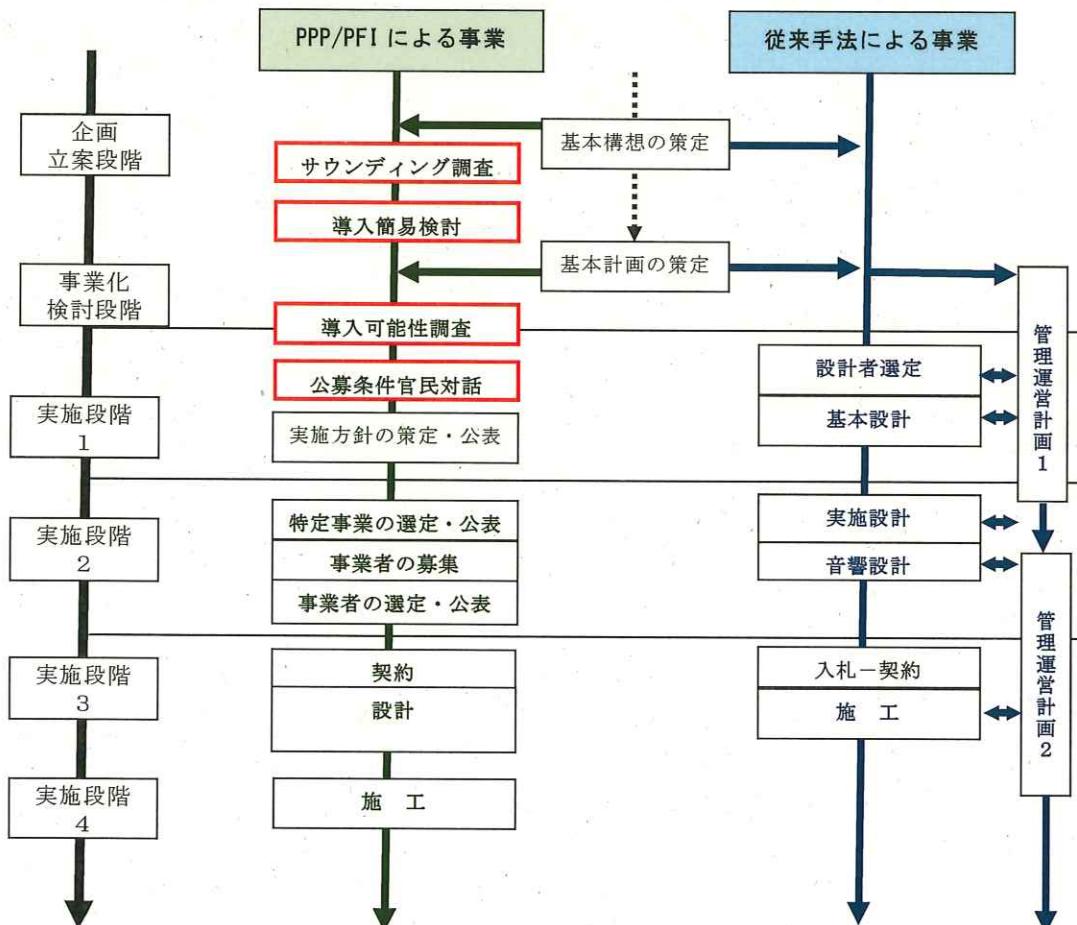
ア) PPP/PFI 手法を従来の公共事業手法に優先して検討する

- 極めて厳しい財政状況の中で、効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進めるために、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用していくことが重要であり、多様な PPP/PFI 手法を拡大することが求められている。

イ) 早期に「官民対話」の実施、「簡易な検討」を行う

- 従来型の行政が主体となった公共事業による事業手法よりも優先して PPP/PFI 手法を検討し、比較を行ったうえで事業手法を決定する。
- 優先的な検討の大きな要素は、「官民対話」と「簡易な検討」である。
- 「官民対話」は、サウンディング調査や意見交換として行われ、市場性の確認や民間の持つアイデアや提案の把握、行政側で気が付かない課題の把握などを行うものである。
- これを踏まえ「簡易な検討」を行う。従来から「導入可能性調査」を外部に委託して実施していたが、それよりも早い段階での検討を行うことが求められ、そのうえで詳細な検討としての「導入可能性調査」を実施する。

#### ②PPP/PFI 手法導入と従来手法による事業推進



③多様な PPP/PFI 手法等（例示）

	手法等	概要	管理運営に関する留意点											
公共施設等の整備等	PFI手法	(民間が資金調達) <table border="1"> <tr> <td>BTO</td><td>○ 民間事業者が公共施設等を設計・建設し、完成後に公共側に所有権を移転した上で、民間事業者が維持管理・運営を行う。</td><td rowspan="5">○ 原則的には PFI 事業者が設立する SPC (特定目的会社) が管理運営主体として管理運営を行う。 ○ 現実には、施設設備の維持管理部分と施設運営・事業推進部分を分離して、前者を SPC に、後者を別主体に任せる場合がある。 ○ 業務の切り分け方は多様な考え方がある。</td></tr> <tr> <td>BOT</td><td>○ 民間事業者が公共施設等を設計・建設し、所有権を保持したまま維持管理・運営等を行い、事業期間終了後に公共側に所有権を移転する。民間事業者の裁量の余地が広い。</td></tr> <tr> <td>BOO</td><td>○ 民間事業者が公共施設等を設計・建設し、維持管理・運営を行い、事業期間終了時点で施設等を解体・撤去するなど、公共側への所有権移転が無い。</td></tr> <tr> <td>BLT方式</td><td>○ 民間事業者が公共施設等を設計・建設し、所有したうえで行政に一定期間リースし、事業コスト回収後に市に所有権を移転する。維持管理・運営は市側が行う。</td></tr> <tr> <td>コンセッション方式</td><td>○ 利用料金を收受する公共施設等について、公共側が施設の所有権を有したまま、民間事業者が運営権を得し、施設の維持管理・運営等を行う。</td></tr> </table>	BTO	○ 民間事業者が公共施設等を設計・建設し、完成後に公共側に所有権を移転した上で、民間事業者が維持管理・運営を行う。	○ 原則的には PFI 事業者が設立する SPC (特定目的会社) が管理運営主体として管理運営を行う。 ○ 現実には、施設設備の維持管理部分と施設運営・事業推進部分を分離して、前者を SPC に、後者を別主体に任せる場合がある。 ○ 業務の切り分け方は多様な考え方がある。	BOT	○ 民間事業者が公共施設等を設計・建設し、所有権を保持したまま維持管理・運営等を行い、事業期間終了後に公共側に所有権を移転する。民間事業者の裁量の余地が広い。	BOO	○ 民間事業者が公共施設等を設計・建設し、維持管理・運営を行い、事業期間終了時点で施設等を解体・撤去するなど、公共側への所有権移転が無い。	BLT方式	○ 民間事業者が公共施設等を設計・建設し、所有したうえで行政に一定期間リースし、事業コスト回収後に市に所有権を移転する。維持管理・運営は市側が行う。	コンセッション方式	○ 利用料金を收受する公共施設等について、公共側が施設の所有権を有したまま、民間事業者が運営権を得し、施設の維持管理・運営等を行う。	(公共が資金調達)
BTO	○ 民間事業者が公共施設等を設計・建設し、完成後に公共側に所有権を移転した上で、民間事業者が維持管理・運営を行う。	○ 原則的には PFI 事業者が設立する SPC (特定目的会社) が管理運営主体として管理運営を行う。 ○ 現実には、施設設備の維持管理部分と施設運営・事業推進部分を分離して、前者を SPC に、後者を別主体に任せる場合がある。 ○ 業務の切り分け方は多様な考え方がある。												
BOT	○ 民間事業者が公共施設等を設計・建設し、所有権を保持したまま維持管理・運営等を行い、事業期間終了後に公共側に所有権を移転する。民間事業者の裁量の余地が広い。													
BOO	○ 民間事業者が公共施設等を設計・建設し、維持管理・運営を行い、事業期間終了時点で施設等を解体・撤去するなど、公共側への所有権移転が無い。													
BLT方式	○ 民間事業者が公共施設等を設計・建設し、所有したうえで行政に一定期間リースし、事業コスト回収後に市に所有権を移転する。維持管理・運営は市側が行う。													
コンセッション方式	○ 利用料金を收受する公共施設等について、公共側が施設の所有権を有したまま、民間事業者が運営権を得し、施設の維持管理・運営等を行う。													
<table border="1"> <tr> <td>DBO (DB:デザインビルド)</td><td>○ 民間事業者に公共施設等の設計・建設の一括発注と維持管理・運営等の一括発注を包括して、発注する方式。(DBは、オペレーション部分を除くもの) ○ ホール等専門性の高い施設の場合には、基本設計は独立させて行い、実施設計と施工を一括発注とする場合もある。</td><td>○ オペレーションまでを含む、DBOの場合も最上欄と同様に、分割型の体制をとることが可能である。</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>○ 維持管理・運営面に限定されるが、指定管理者制度、包括的民間委託なども PPP 手法の一環である。</td><td>○ 原則、指定管理者制度に準じる。</td></tr> </table>	DBO (DB:デザインビルド)	○ 民間事業者に公共施設等の設計・建設の一括発注と維持管理・運営等の一括発注を包括して、発注する方式。(DBは、オペレーション部分を除くもの) ○ ホール等専門性の高い施設の場合には、基本設計は独立させて行い、実施設計と施工を一括発注とする場合もある。	○ オペレーションまでを含む、DBOの場合も最上欄と同様に、分割型の体制をとることが可能である。	その他	○ 維持管理・運営面に限定されるが、指定管理者制度、包括的民間委託なども PPP 手法の一環である。	○ 原則、指定管理者制度に準じる。								
DBO (DB:デザインビルド)	○ 民間事業者に公共施設等の設計・建設の一括発注と維持管理・運営等の一括発注を包括して、発注する方式。(DBは、オペレーション部分を除くもの) ○ ホール等専門性の高い施設の場合には、基本設計は独立させて行い、実施設計と施工を一括発注とする場合もある。	○ オペレーションまでを含む、DBOの場合も最上欄と同様に、分割型の体制をとることが可能である。												
その他	○ 維持管理・運営面に限定されるが、指定管理者制度、包括的民間委託なども PPP 手法の一環である。	○ 原則、指定管理者制度に準じる。												
公的不動産の活用	使用許可	○ 地方自治法第 238 条 4 の第 7 項の規定に基づき、行政財産たる土地をその用途又は目的を妨げない程度での使用を許可する												
	一般定期借地権	○ 用途制限なく、50 年以上の期間を設定、原則期間満了で建物を取壟し、返還。借地権対価により、財源を確保できる。	○ 民間施設部分は民間による管理運営、収益事業展開などがなされる。 ○ 公共施設が整備される場合には、最上欄と同様な対応が可能である。											
	事業用定期借地権	○ 事業用途建物所有に限定(居住用は不可)10 年以上、50 年未満を設定、原則期間満了で建物を取壟し、返還。借地権対価により、財源を確保できる。	○ 関連事業収入や民間収益施設からの収益を全体施設維持管理、管理運営に循環させる仕組みを構築する必要がある。											
	民設公営	○ 公共施設と民間施設を民間事業者が一括して整備し、完成後、公共施設については所有権を移転するか、リースなど借用して、行政が維持管理運営を行う。												
	民設民営	○ 具体的には、PFI 手法や定期借地権による施設整備・管理運営により行われることになる。												
	収益施設併設型 PPP 事業	○ 民間収益施設を併設したり、既存の収益施設を活用し、その事業収入により費用の回収や軽減を図ったり、付加価値を創出し、施設の価値向上を図るもの。												
民間再開発における保留床の購入	公有地を含む再開発	○ 公有地と民有地を統合した再開発事業において、公有地の権利床部分に整備する。高度利用等により創出された床(保留床)は売却することで事業費に充てる。	○ 公の施設の整備となるので、直営ないしは指定管理者制度の適用が想定される。											
	民有地における民間再開発による生み出された保留床の購入	○ 民有地における民間再開発により生み出された保留床を購入し、その部分に公共施設を整備する。												

## (2) 事業手法の比較

発注方式		従来方式		DB(デザインビルト)方式 ECI(アーリーコンストラクションボルト)方式		DBO 方式				
概要		基本設計、実施設計、施工をそれぞれ発注する。運営段階は、直営か指定管理によるが、維持管理・運営事業の切り分けについては設定による。		DB：施工を一括して発注する方式。基本設計は從来どおり実施し、実施設計・施工の一括もある。 ECI：施工会社が設計に技術提案・協力を行い見積る。 DBO：施設の維持管理も包括する方式						
建物所有		竣工後運営期間		市		市				
事業期間満了後		市		市		市				
資金調達		市		市		市				
発注区分	基本設計	分離発注		分離発注	包括発注	技術協力	包括発注			
	実施設計	分離発注		包括発注		・実施設計				
	施工	分離発注		施工		施工				
	施設維持管理	直営	指定管理	指定	指定	指定	指定			
	運営			管理		管理				
	事業			管理		管理	管理			
発注形態		仕様発注		性能発注（基本設計分離部分は仕様発注）						
従来方式に対するコスト縮減	建設	—		施工者の資材、工法、工期などのノウハウを設計に反映できるため、コスト削減が期待される。						
	維持管理	—		施工者のノウハウを設計に反映されればコスト削減が期待される。		PFIに準じる				
	運営	—		従来同等だが運営に対する理解度による差異がある						
財政負担の平準化		一般財源負担は集中、起債部分は平準化		一般財源負担は集中、起債部分は平準化						
メリット	段階毎に仕様を確認して発注するため、発注者の求める性能を確保しやすい。 維持管理・運営・事業が別発注のため、需要変化や社会変化に対する長期リスクに対応しやすい。 指定管理者制度の導入で運営面の民間ノウハウ活用は可能となる。		—		基本設計分離の場合、発注性能を確保しやすい。（包括した場合は性能確保のための工夫が必要） 特殊な建築物や工法を要する場合でも、工期短縮、コスト縮減などが期待できる。					
	各業務が分離して発注されるため、コスト削減が業務区分ごとになり、一括的取組みがない。 一貫してマネジメントする体制を別に考える工夫が必要となる。		—		維持管理・運営・事業が別発注のため、需要変化や社会変化に対する長期リスクに対応しやすい。 事業者の決定に時間を要する場合がある（決定後は比較的早期に施設整備が可能となる）。 基本設計を包括した場合、発注者が求める性能を確保するための工夫が必要となる。 性能発注のため、求める性能を確保、確認するための工夫が必要となる。					
	ホールは特殊性が高く、需要変化もあり、運営では指定管理制度となるので、このタイプは依然多い。 ●まつもと市民芸術館 (大ホール 1,800 席 高機能劇場)		—		●小糸原市民文化ホール (30 年設計、31 年施工、33 年間 借大ホール 1,100 座程度) ●下関市生涯 学習プラザ					
事例	注)事業全体を一貫するプロジェクトマネージメント(PM)や施工工程でのコンストラクションマネジメント(CM)の導入などが増えている。		注)「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の一部を改正する法律(2014 年)で設計者と施工者の間を繋ぐ、「技術提案・交渉方式」が規定された。主なものに、「設計・施工一括型(DB)」、「技術協力・施工型(ECI)」、「設計・交渉・施工型」などがある。水戸市新市民会館はプロジェクトマネジメント会社が介在する、ECI 方式。							

PFI方式			リース方式	
BTO	BOT	BOO		
民間事業者が資金調達を行い、設計、施工し、維持管理、運営・事業まで含わせて発注する方式（指定管理を上掛けすることになる）。			民間事業者が施設を建設し、市がリースする方式。	
運営・事業は分離する場合がある。			設計、施工、維持管理、運営事業を包括するか分離するか選択。	
所有権をどのタイミングで移管するかの違いがある。				
市	民間	民間	民間	
市	市	民間	市	民間
民間資金			民間資金	
包括発注 (長期)	包括発注 (長期)	包括発注 (長期)	包括発注 (長期)	設定は自由
指定管理	SPC 指定管理	SPC 指定管理	SPC 指定管理	指定管理
性能発注			仕様発注または性能発注	
施工者の資材、工法、工期などのノウハウを設計に反映できるため、コスト縮減が期待される。			包括発注する範囲によるが、コスト縮減が期待される。	
維持管理を見越した設計が可能となり、コスト縮減効果が期待される。			包括発注する範囲によるが、コスト縮減が期待される。	
長期包括発注によるコスト縮減効果が期待される。			包括発注する範囲による。	
事業期間平準化される			平準化される	
施設設計から施工、維持管理、運営まで民間事業者のノウハウ・創意工夫を活かすことが期待できる。			事業期間が限られ、比較的軽易な施設の場合に有効である。	
工期短縮や建築コスト、ライフサイクルコスト縮減の可能性がある。			短期に整備でき、整備費も安価になる場合が多い。	
<b>BOT、BOO</b> の場合市に減価償却が発生せず、固定資産税収入がある。建設費、維持管理費、運営賃金を含めて平準化して支払うことができる。			市側に減価償却が発生せず、固定資産税収入がある。	
サービス施設や収益施設などが複合する場合は有効に機能する。				
特徴な建築物や工法を要する場合などは、実施のための準備書類の難易度が高く、事業者選定に時間を要する。			事業期間が短い場合が多いので、リース料が高くなり、費用負担は大きくなる可能性がある。	
簡易化されてきたが、PFI法に基づく手続きに追加的時間要する。			施設や設備に対する発注者の求める性能の反映が難しい。	
性能発注のため発注後の意向反映は難しい。また、求める性能が確保されているか確認していく工夫が必要となる。				
官民資金調達コスト差等により、コスト縮減効果が相殺される場合もある。				
需要変化、社会変化に対応するためのリスク対策が必要となる。				
<b>●いわきアリオス</b> (運営事業は直営、維持管理は SPC、BTO 約 18 年、大ホール 1,705 席・多機能)			<b>●札幌市民ホール</b> (リース期間 5 年、満了後市に移管、民間事業者が指定管理者、大ホール 1,500 席・多機能)	
<b>●穂の国ときよし芸術劇場プラット</b> (財團が指定管理 BTO 約 19 年、劇場 778 席、プロデューサ設置)				
<b>●静岡市清水文化会館マリナート</b> (SPC が指定管理 BTO 約 17 年、大ホール 1,500 席・多機能)				
<b>●杉並公会堂</b> (SPC、運営会社 BOT 約 33 年、大ホール 1,190 席・音楽専用)				

### III 検討の結果

#### 1. 候補地検討の結果

##### (1) 候補地検討における課題

○ 検討候補地の検討を進めるなかで、具体的に立地場所を選定する段階で考慮すべき課題、考え方などについて提起をすることが望ましいと考えられた。以下の5点を提起する。

###### ①音楽ホールの目的・狙いを実現できなければならない

○ 音楽ホールは市内だけでなく広域からの集客を想定する文化芸術の場であり、全国や東北大会などが適切に運営できる施設であり、文化芸術の持つ力をまちづくりやまちの活性化、地域社会課題の解決につなげる取組みを行う、従来のホール施設とは異なる、新しい文化芸術拠点である。これが実現できることが前提とならなければならない。

###### ②仙台都心部の将来像との整合性がとられなければならない

○ 音楽ホールの立地場所を検討することは、仙台の都心部の将来像を検討することでもあり、今後どのようなまちづくりを進め、その中に位置づけるのかを明確にすることが望まれる。そのためにも市のまちづくり方針との整合性をとることが求められる。

###### ③音楽ホールと周辺のまちのセットで考える必要がある

○ 音楽ホールが掲げる目的を実現し、東北の拠点施設となるためには、音楽ホール単体の立地のみを考えるのではなく、周辺のまちとセットで、仙台のこれからの中づくりにどのような役割を果たし、価値や魅力を生み出すことができるのかを考える必要がある。

○ 特に、これからの中を担っていく若い層が集まり、音楽ホールをきっかけとして周辺で新しい活動を起こしたり、まちのあり方を考えていくネットワークを形成したり、新たな広がりが生まれていくような可能性のある場が望まれる。

###### ④現状からの発展拡充型で考えるか、将来に向けた開発創造型で考えるかの判断が必要である

○ 既存の集積を活かして、その発展や拡充を図っていくのか、将来に向けた新たな開発や基盤整備により、新しいまちを創っていくのか、立地を選択するにあたっては、その判断が必要である。

###### ⑤検討候補地はそれぞれに課題があり、個別課題への対応が必要である

○ 音楽ホールを整備するには、建築的な側面からも、管理運営の側面からも課題があるとする意見や、すでに多面的な価値や資源性を持っており、それを継承・発展させていくべきといった意見の出た候補地もあった。

いずれの候補地にも性質や大きさの異なる課題があり、立地の選択にあたっては、個々の候補地の課題への具体的な対応を考えなければならない。

## (2) 音楽ホール整備全体に係る課題

- 候補地の検討に留まらず、音楽ホール整備全体に係る課題についても議論がなされた。  
以下の4点を提起する。

### ①市民の理解と合意形成への持続的で精力的な努力を行うことについて

- 音楽ホールの整備についての市民の認知や関心もまだまだ低いと言わざるを得ない。  
また、敷地の選択や事業推進においては、音楽ホールがこれからの仙台のまちづくりに大きな役割を果たすものであること、それによりまちがより一層良いものになることについて、市民の理解や合意が形成されていくことが必須である。
- このような過程で、音楽ホール整備を自らの関心事として、独自に関連する活動を展開したり、それを派生的に発展させていく環境や仕組みを造る活動が展開されたりする。  
このような市民と協働したまちづくりに発展していくようなプロセスをとることが期待される。

### ②都心部立地における駐車場のあり方について

- 各候補地の検討においては、一般車両の周囲からの動線などについては検討を行ったが、設置できる駐車場の規模などについての検討は行っていない。検討候補地はいずれも都心部にあり、また、音楽ホールはまちの回遊性を高め、周囲の賑わいを創出していくことが望まれることから、できるだけ公共交通機関を利用し、車で来られても近隣の駐車場などに車を止め、歩いて来館されることが望まれると考えた。もちろん、障害者など車が必要な来館者には適切に対応できることは当然のことである。
- 都心部を快適に楽しく散策できる回遊路の設定、公共交通機関からの歩行路の整備、駐輪場の整備などは十分に行なうことが望まれる。

### ③適切なスケジュール管理について

- 一般的には、基本構想策定から開館まで7、8年と言われているが、現段階では、音楽ホール整備のスケジュールはまだ明確にはなっていない。スケジュールの確定のためには、事業手法の選定のほか、様々な課題があるが、早い段階でスケジュールを明確にし、市民の理解や合意を得ながら、適切な進行管理を行うよう求めたい。

### ④都心部の文化施設の再編整備とまちづくりの連携について

- 仙台市の文化施設は老朽化が進んでいる施設が多く、その更新等も課題となっている。  
特に音楽ホールを含めた今後の文化施設のあり方を都心部まちづくりの方向性なども踏まえながら総合的に検討するよう求めたい。



(3) 檢討結果の整理

検討受付地名	検討における主な意見
No 1 青葉山交流広場	<p>○高さ制限が 30m であり、地下部分が広瀬川水面を下回る可能性はあるが、対応は可能である。十分に広く、建築は可能である。</p> <p>○駆けいののある場所からは距離があり、まちの回遊の拠点となり、まちの活性化につなげるという音楽ホールが想定する目的の実現は難しい。</p> <p>○一方、地下鉄東西線国際センター駅前と利便性は高く、仙台国際センターとの連携も期待できる。都市観光エリアとしての整備など、都心部西側のこれからへの開発、将来像によつては可能性がある。</p> <p>○東北大学生有地（有償借用）があり、音楽ホール整備への了解が必要となる点は不確実要素である。</p>
No 2 青葉山公園	<p>○公園施設（教養施設）として整備が可能であるが、高さ制限が 20m であり、地中にホールの一部を沈めることになるため、建築は不適である。</p> <p>○山台城址史跡周辺地区であり、史料復元施設に近接し、江戸期の埋蔵遺物の存在も確認されている。宮城、伊達の重要な文化財である可能性もあり、これらの文化資源を活かす方向で考えるべきである。</p> <p>○既に進められている隣接する公園センターへアリエ整備との整合性がとれない。搬出入車両のための重量車両の道路の整備なども難しい。</p> <p>○駆けいのある場所からは距離があり、まちの回遊の拠点となり、まちの活性化につなげるという音楽ホールが想定する目的の実現は難しい。</p>
No 3 西公園 (市民プール跡)	<p>○公園施設（教養施設）として整備が可能であるが、高さ制限が 20m であり、地中にホールの一部を沈めることになるため、建築は不適である。</p> <p>○接する西道路との高低差が 10m 近くあり、搬出入車両や一般車両の処理に課題がある。</p> <p>○保存河岸段丘（防空壕含み）、東西線高架などがあり、有效地に使える敷地面積は狭く、形状も整形でなく、敷地として適さない。</p> <p>○まちの回遊の拠点となり、まちの活性化につなげるという音楽ホールが想定する目的の実現には相当の工夫が求められる。</p>
No 4 西公園 (市民図書館跡)	<p>○公園施設（教養施設）として整備が可能であり、設計自由度も高く、立地を活かした施設整備が可能である。</p> <p>○西公園の緑の景觀とシンボリックな音楽ホールが融合すれば新しいランドマークとなつていく可能性がある。</p> <p>○仙台宮城イシケンジンからは都心部を通らずにアクセスできるなどの利点がある。</p> <p>○駆けいのある場所からは若干距離があり、まちの活性化につなげるという音楽ホールが想定する目的の実現には工夫が求められる。</p> <p>○上記の目的の実現のために、定禅寺通、広瀬通、青葉通などと西公園との一体的なまちづくりや人の流れ、回遊性を向上させる基盤整備など、都心部西側に人を中心としたための取組みが必要である。</p> <p>○東側に小学校が位置していることなどから、まちの賛わい創出の効果が十分に広がらない懸念もある。</p>
No 5 西公園 (お花見広場)	<p>○公園施設（教養施設）として整備が可能であり、保存樹木「臥龍梅」の保存も可能である。しかし、10 年をかけて新たなお花見の場として整備し、市民に親しまれ、利用されている現実があり、それを失すこととは市民から望まれない。</p> <p>○保存樹木「臥龍梅」や仙台の歴史に係る石碑・記念碑、櫻岡大神宮の存在などにより、大規模な施設整備を行う場所ではない。</p> <p>○桜、臥龍梅、仙台の歴史に係る石碑・記念碑など、既存の価値・資源を継承・発展させるべきである。</p> <p>○大町西公園駅から至近であり、アクセスは良いが、賑わいのある場所からではなく若干距離があり、まちの回遊の拠点となり、まちの活性化につなげるという音楽ホールが想定する目的の実現には工夫が求められる。</p>

検討候補地名	検討における主な意見	敷地として利用するために必要な手手続き等
No 6 勺当公園 (東側：いこいの ゾーン)	<p>○都市計画公園の廃止が前提となるため、この場所に音楽ホールを整備することのまちづくり上の意義やエリア全体としての公園機能があ り方などについて、広く市民の合意を形成する必要がある。</p> <p>○都心部を代表する公園であり、多くのイベントが開催され、市民に親しまれ定着している。それを失くすこととは市民から望まれない。 ○敷地目いっぱいを必要とし、保存樹林の伐採・移設の必要がある。その他の樹木や花壇、河岸段丘や復元四ツ谷用水を残すことは難しい。 ○庁舎建替えとの相乗効果なども期待でき、音楽ホールの目的を達成するうえでは適している。</p> <p>○市庁舎整備の検討過程でも活用が検討されたが見送られた経緯がある。既存の価値・資源を継承・発展させるべきである。</p>	<p>○都市公園の廃止は社の都の環境をつくる審議会での議論が必要</p> <p>○都市計画公園の廃止について仙台市都市計画審議会での審議</p> <p>○公園でなくなることにより、近隣建物が建築基準法上の既存不適格(高さ制限)となる可能性がある。</p> <p>○保存樹林の伐採・移設について社の都の環境をつくる審議会での審議</p> <p>○国有地の買取が必要</p> <p>○国補助事業により公園として再整備を行った敷地である</p>
No 7 錦町公園	<p>○都市計画公園の廃止が前提となるため、この場所に音楽ホールを整備することのまちづくり上の意義やエリア全体としての公園機能があ り方などについて、広く市民の合意を形成する必要がある。</p> <p>○定禅寺通りの延長があり、本町周辺への賑わいの創出、都市更新の誘発効果、都心部全体の回遊路の広がりなど、都心部の厚みを増す可能 性のある立地である。</p> <p>○搬出入車両等の車路の確保に工夫は必要であるが、JRや高速バス利用者など広域からのアクセスも容易であり、複数の歩行アクセス路が あるなどの強みもある。</p> <p>○東北圏、広域からの集客を行ううといった戦略に合致する立地である。</p> <p>○ビフォーアフターの過ごしさ、まち回遊といった点でも優れている。</p> <p>○工事期間の周辺への影響やこの場所に巨大な建築物ができることで圧迫感が生じることが懸念される。</p>	<p>○都市公園の廃止は社の都の環境をつくる審議会での議論が必要</p> <p>○都市計画公園の廃止について仙台市都市計画審議会での審議</p> <p>○公園でなくなることにより、近隣建物が建築基準法上の既存不適格(高さ制限)となる可能性がある。</p> <p>○国補助事業により公園として再整備を行った敷地である</p>
No 8 民有地(再開発)	<p>○保留床を使用して施設を整備することとなり、単独整備の場合と比べ、コストアップのリスクが高い。</p> <p>○敷地面積に余裕がなく、音楽ホールの目的、機能の達成ができるかどうかが課題である。</p> <p>○民間施設と公共施設が重なる形となるため、搬入出や人の動線を適切に確保できるかが課題である。</p> <p>○多様な地権者が存在すると考えられ、再開発の合意形成に時間を要する可能性があるなど、不確実要素が大きい。</p> <p>○中長期的に視点に立つと、大規模改修や修繕などをを行う場合に複数がビルでは支障が出る場合がある。</p>	
No 9 民有地(購入)	<p>○現状、音楽ホールを整備しうる敷地においては、まちの回遊の拠点となり、まちの活性化につなげるという音楽ホールが想定する目的の 実現は難しい。</p> <p>○敷地取得の費用を要する。</p> <p>○民間所有地であり、不確実要素が非常に大きい。</p>	

#### (4) 立地の選択に向けて

- 音楽ホールの整備には相当の年数が必要であり、さらに、開館後、その活動の成果がまちに現れてくるのにも相当の年数を要する。そのため、10年後、20年後の仙台のまちの姿、あり様を想定し、将来の仙台において最も可能性のある立地を選択して欲しい。
- 選定にあたっては、「3-1 (1) 候補地検討における課題、(2) 音楽ホール整備全体に係る課題」に示したように、仙台市都心部のこれからのかまちづくりと一体のものとして、関連するまちづくり施策を戦略的に展開することが必要である。
- 音楽ホールは、公演を目的としなくとも気軽に人が集まることのできる利便性を備えた誘客の施設となることが求められる。
- 特に、まちの回遊拠点となるように、歩いて楽しい歩行動線の整備などの対応策を十分に検討することが必要である。
- 音楽ホールの整備と並行して開館に先行して取り組む施策、開館後における実際の活動の波及効果を踏まえた施策など、計画的な展開も望まれる。これら総合的な施策のセットとして検討することが大切である。
- 音楽ホールはホールだけではない文化芸術振興のための複合施設であり、市内だけでなく広域からの集客を想定する文化芸術の場であり、全国や東北大会などが適切に運営できることを目指す施設でもある。さらに、文化芸術の持つ力をまちづくりやまちの活性化、地域社会の課題解決につなげる取組みを行う活動の拠点となるなど「新しい概念の文化芸術施設」である。
- これからの中長期においても仙台が持続可能に成長し、広域的な都市としての役割を果たし、都市としての価値をより一層高め、市民生活のさらなる充実につなげるための総合的な取組みが求められている。その一環として、音楽ホールの整備を位置付け、その立地の選択、さらに整備事業の推進を図ることを望むものである。
- 専門部会では、ホール整備の立場より客観的かつ専門的な視点から議論を行ったが、音楽ホール建設は本市のまちづくりに大きな影響を与えるものであり、市の基本計画、都市計画マスターplan、緑の基本計画、文化財にかかる計画等関連する計画との整合や市民の合意形成を十分に図りながら、立地の検討に向けて検討を進められたい。

## 2. 事業手法について

### (1) 事業手法選択の前提与件

■音楽ホールの特性
<p>①特殊性・専門性の高い建築が適切に設計、施工される必要があること</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 生の音源に対する音響を重視し、かつ多様な実演芸術に対応できる高機能なホールであり、音響設計を本体設計とは別に想定するなど、特殊性・専門性の高い建築である。</li></ul>
<p>②設計・施工と事業運営側との対話による推進が必要であること</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 設計・施工と並行して、事業運営体制の整備や具体的活動の検討がなされていくことから、両者が連携し、改善等が相互にできるような仕組みが必要となる。</li></ul>
<p>③音楽ホールの持つ多様な機能を担う専門人材の育成と登用が必要であること</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 2,000席のホールを効果的に運営する人材、まちづくりとの連携を図る人材、文化芸術の持つ力を地域課題に活かす人材など、運営人材の育成に早期から取組み、現場に投入していくこと、さらに運営段階においてもそのような人材を輩出していく取組みが必要である。</li></ul>
<p>④事業運営については市との連携、公共性の確保が必要であること</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 音楽ホールは、市としての新たな文化芸術政策の推進拠点であり、仙台国際音楽コンクールなど都市をあげての事業などの開催が想定されている。その事業運営活動は公共性とともに市の文化芸術政策との連携を必要とする。</li><li>○ まちづくりの拠点としても想定されており、その視点からも市との連携、地域との連携などが求められる。</li></ul>
<p>⑤運営段階において、時代の変化に適切に対応できること</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 文化芸術のあり方は時代とともに変化していくものであり、管理運営や事業活動においても変化に柔軟・的確に対応できる体制が求められる。</li></ul>
■整備事業のあり方
<p>①整備事業に不確実性が少なく、総合的に見て経費が低減でき、適切であること</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 計画的に整備が進められ、竣工、開館等の目標が設定されたならば、確実に整備事業が推進できることが必要である。また、実現すべき目的機能に対して、整備事業や運営段階の経費等が、関連経費なども含めて総合的に見て、できるだけ低廉で適切であることが望まれる。</li></ul>
<p>②多様な条件下の候補地においても、適切に整備が進められること</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 検討候補地は、それぞれに多様な条件があり、それを踏まえつつ、適切な整備事業手法を選択する必要がある。</li></ul>
<p>③全ての整備段階において、市民合意形成・市民協働などが実現できること</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 基本計画、設計、施工、管理運営計画など、それぞれの整備段階において、市民との協働に取り組み、相互に対話できる環境が確保されることが求められる。</li></ul>

## (2) その他の課題

■ 音楽ホール整備はWTO政府調達に関する協定対象事業	
○ 世界貿易機関(WTO)において、世界経済を発展させることを目的として、他の締約国 の产品、サービス及び供給者に対し内国民待遇及び無差別待遇の原則を適用すること、 選定過程を透明なものにすること、入札の手続き、紛争解決の手続き等について定めら れている(1996年1月1日発効)。	
■ 「PFI導入可能性調査」を実施するかどうかを検討すべき対象事業	
○ 市では、原則として、下記2点を満たす事業は、導入検討候補事業とする。 ①施設の新築・改築を内容とし、かつ、施設整備に要する経費が10億円以上の事業 ②施設整備費に維持管理運営(15年分)に要する経費を加えた総事業費が30億円以上の事業 【事業規模設定の理由】 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 本市既往事例における導入可能性調査結果でのVFMは、3~8%程度。</li><li>・ PFI導入により、市側でもサービス提供開始までに少なくとも1億円程度の経費 (アドバイザー経費、人件費等)を要する。</li><li>・ サービス購入型の標準的な事業の場合、本市が上記の1億円程度の経費を回収するた めには、少なくとも30億円以上の事業規模、3%以上のVFM確保が必要と試算される。 これらを勘案し、少なくとも上記経費が回収できる見込みがあることを、事業実施判 断に求められる最低ラインとする。</li></ul>	
(仙台市PFI活用指針(第4版) 平成29年3月)	

## (3) 公有地活用などPPPの積極的な導入について

- 音楽ホールの整備を単体で考えるのではなく、まちとセットでの価値を高めるという視  
点を持って、PPPの活用の可能性について検討してもらいたい。
- 特に、公有地活用を図っていくことはこれからまちづくりの大きな課題であり、道路  
や公園といった公共空間を、より一層まちの価値を高めるものとして活用し、音楽ホール  
と相乗的な効果を発揮させていくことが期待される。(ただし、公園を敷地とする場合の  
公有不動産の活用については、法手続きとの関係で導入可能な手法に一定の制約が生じ  
る。)

## (4) 事業手法の選択

- 事業手法の選択においては、施設整備や運営段階でのコスト面だけではなく、管理運営  
や事業を行う管理運営主体のあり方、関わる文化芸術団体等との関係のあり方、さらに、  
まちづくりに対する効果や文化芸術振興拠点としてのあり方など、総合的な検討を行った  
上で決定をされたい。
- どのような事業手法を選択するとしても、期待する成果を得るために、市自らの明確  
な意思と熱意と対応能力が必要である。ともすると民間の活力や知恵に依存しがちである  
が、PPP、民間との協働を進めるには、なによりも市自身の姿勢が問われる。



## 第4章 今後に向けて

### 1. 市に期待すること

(整備事業のスタートラインに向けて)

- 懇話会の位置づけは、建築計画的には施設整備の基本となる「基本構想」以前の段階、これから施設整備といった政策を形成していく過程の段階にあるといえる。このことは懇話会が専門的機関として重要な位置づけにあることを示している。比較的自由度の高いこの段階で、様々な検討を行うことが大切である。この段階での検討が不十分のままに基本構想に進んでしまうことが、その後の課題を生む原因になっているとも指摘がなされる。その意味で、有意義な検討が行われたのではないかと考える。

(充実しているとは言えないホール環境のなかで活発で多彩な活動が行われている)

- 仙台の大型ホールの現状は、2,000席規模のものが多く、既存施設は老朽化も進み、今日的な水準からすれば様々な課題を抱えている状況にある。しかし、そのなかでも東北の拠点都市として興行的な公演も多彩で活発であり、市民の文化芸術活動も非常に活発である。ホールでの活動だけではなく、まちを使ったフェスティバルといった活動も豊かで仙台の特徴の一つともなっている。まさに、楽都仙台、劇都仙台と名乗るに相応しいともいえる。

(大きな期待と厳しい現実の狭間で)

- 懇話会では、長年の市民の要望であり、政策的な課題でもあった音楽ホールの整備を具体的に検討することは、大きな期待を持つとともに、仙台のホール環境がこれを契機に都市の位置づけに相応しい環境に充実させていくことができれば、非常に望ましいことと考える。しかし一方で、日本社会はこれから縮退し、経済的な側面でも困難な時代を迎えると想定されている。それは仙台にとっても避けることはできない流れといえる。そのような中で、いかに将来においても、造ってよかつたといわれる施設とができるのかといった点が大きな課題であったといえる。

(文化芸術の力は未来を拓く)

- 文化芸術振興基本法が制定されてから20年、日本の文化芸術政策は大きく発展してきた。また、東日本大震災からの復興過程で体験した文化芸術の持つ力は、被災地のみならず、日本の再生という視点からも、これから困難な時代を切り拓く力であると確信されるようになってきている。国も文化芸術立国を宣言し、その実現に向けた施策を展開しようとしてきている。懇話会においても、これまでのホール施設のあり方に留まらず、次代に向けた新しい文化芸術振興のあり方、ホール施設のあり方を踏まえ、それらを理念、目的として掲げた。文化芸術はまだ未知の部分もあるが、幅広い分野で未来を切ら拓く力があり、ホール施設はその力を社会に發揮していっための拠点になり得るものである。

(仙台の持てる資源を活かし、都市の総合力を発揮していく必要)

- 音楽ホール整備を単なる施設整備事業ととらえるべきではない。仙台が持つ市民に支えられた文化芸術の底力、資源性を活かし、総合的な文化芸術政策、すなわち教育、福

祉、観光、産業振興、国際交流、まちづくりと一体となった取組みにより、都市戦略としてこの整備事業を活用していくことが肝要である。この事業の成否は市の文化芸術に対する認識、姿勢に掛かっているといって過言ではない。ホール施設は決して単独では採算性が良い施設にはなり得ない。しかし、社会的な大きなサイクルでの投資と成果の循環を起こすことによって、大きな価値を生み出していくことができるものである。その点が公共施設として整備し、公共が関与することが必要な部分であり、まさに市の政策が問われるところである。

(次代に向け新しいまちづくり、都市創生の推進を図る拠点として)

- ここに提起する新しい概念の文化施設である音楽ホールは、広域から様々な人が訪れ、まちの新しい回遊拠点となるべき施設である。さらに、人口減少等これからの困難な時代に向けては、多様な市民と協働のまちづくりを推進する社会的基盤として、都市の創生を推進していく拠点となり得るものである。文化芸術の力を介したまちづくりは、まちに新しい価値を生み出し、都市の魅力や活力、市民生活の豊かさに繋がるなど、大きな効果が期待できるものであり、それに向けて着実に取り組みを進めていくことが、今後の市の大いなる役割である。

(市民の理解と支援、民の力を活かし、創造的な挑戦を期待する)

- 施設整備、運営体制構築、敷地の選定やまちと一体となった整備など、提案した課題の一部だけを見ても容易な課題ではない。しかし、文化芸術の根底にある創造性、クリエイティビティとは、従来からの考え方や発想の延長には無い、新しい価値を生み出すことである。懇話会報告の根底として市に求めるのはそのような創造性の發揮である。そのためには、なによりも市民の理解と支援、市の力だけではない民の力の協力がなければ推進できないであろう。音楽ホール整備に向けて、市の政策形成における創造力、クリエイティビティの發揮を期待するものである。

## 2. 今後に向けて

- 今後に向けて以下の7点を掲げておきたい。

(1) 市の都市政策としての方針の決定とまちづくりと一体となった推進

- 今後、敷地の決定、基本構想の策定へ進むにあたっては、音楽ホール単体ではなく、まちと一体となった整備を実現するために、都心機能の強化など市としてのより大きな政策課題に対する施策の中に、この音楽ホール整備を位置付け、総合的な都市創生の取組みとして推進されることが望まれる。

(2) 環境変化に対する柔軟な対応

- 大型で事業期間の長いプロジェクトであり、官民のホール整備や改修・更新計画の状況の変化、再開発や都市更新の動向の変化など整備事業を取り巻く環境の変化には柔軟かつ的確で、迅速な対応ができるようにしていくべきである。

(3) スケジュールの明確化

- 敷地の決定や事業手法の決定などが前提となるが、整備事業のスケジュールを明確化し、

目標年次の設定をすべきである。また、それに合わせ、他のホール施設の再編整備の計画的調整を図り、ホール施設といった文化芸術基盤が大きく欠損する状況が長期にわたり発生することの無いように、プロジェクトマネジメントを行う必要がある。

#### (4) ソフト事業運営の枠組みと人材育成など先行的取組みの明確化

- ソフト面の事業運営の枠組み、方向性がまだ明確にはなっていない。できるだけ具体性ある方向性を早期に構築し、設計与件等として示していくことが必要である。また、従来から指摘されるアートマネジメント人材の問題だけでなく、まちづくりや地域社会課題解決と文化芸術を繋ぐ人材などは既存の育成機関ではなかなか得られない人材であり、早期にその対策を具体的に構築していくべきである。

#### (5) 市民の関心の喚起、市民合意形成の努力

- 音楽ホール整備に関心の高い市民が多くいることは事実であるが、さらにそれを広げていくことが必要である。従来のホールとは異なる新しい文化施設としての音楽ホールのあり方を市民に知ってもらうためにも、市民の関心を喚起し、さらに、立地場所などについての市民合意が形成されるように努力していくことが求められる。

#### (6) 市内文化施設の体系的再編

- 市内、特に都心部のホール施設等の文化施設は老朽化しているものが多く、その再編整備が大きな課題である。音楽ホール整備を契機に、それらの体系的な再編、これはハード面だけではなく管理運営面の課題も含め、貴重な公的資産が有効に機能していないといったことが無いように、現状分析、改善を図ることが期待される。この場合においても都心部の機能強化、まちづくりと連携して進められるべきである。

#### (7) 音楽ホールという名称の課題

- この報告書で提起している音楽ホールとは、新しい文化芸術施設のあり方を示すものであり、その中心たる大ホールも「2,000席規模の生の音源に対応した音響重視の高機能多機能ホール」と想定している。音楽ホールといった呼称は、いわゆるクラシック音楽専用のコンサートホールを想定する場合が多いと思われる。それに匹敵した音響性能を有するが、多機能ホールとして多様な音楽、舞台芸術の利用を可能にする劇場としての性能も有するホールを提起している。幅広い市民の理解と支持を得ていくためにも、実態に相応しい呼称が必要と考えられ、別な呼称の使用を検討されることを望みたい。



# 參考資料



## 1. 仙台音楽ホール検討懇話会

### (1) 設置要綱

#### 仙台市音楽ホール検討懇話会設置要綱

(平成 29 年 10 月 31 日市長決裁)

##### (設置)

第1条 (仮称) 仙台市音楽ホール（以下「音楽ホール」という。）の整備について、有識者等の意見を踏まえた検討を行うため、仙台市音楽ホール検討懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

##### (所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について検討を行い、市長に検討報告書を提出するものとする。

- (1) 音楽ホールが備えるべき施設機能と規模に関すること
- (2) 音楽ホールの立地のあり方に関すること
- (3) その他音楽ホールの整備に係る必要な事項に関すること

##### (組織)

第3条 懇話会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 本市の職員
- (3) その他市長が適当と認める者

2 委員の任期は、委嘱又は任命の日から懇話会の解散の日までとする。

##### (会長及び副会長)

第4条 懇話会に会長及び副会長1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

##### (会議)

第5条 会長は、懇話会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 懇話会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、懇話会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門部会)

第6条 懇話会は、専門の事項について調査審議させるために必要があると認めるときは、専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会は、会長が指名する委員及び専門委員をもって組織する。
- 3 専門委員は、第3条第1項各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
- 4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱又は解任されるものとする。
- 5 専門部会に部会長1名を置き、当該専門部会に属する委員のうちから会長の指名する者がこれに当たる。
- 6 部会長は、専門部会の事務を掌理する。
- 7 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、専門部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(解散)

第7条 懇話会は、その任務を終了したときに解散するものとする。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、文化観光局文化スポーツ部文化振興課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成29年10月31日から実施する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、懇話会の解散の日限り、その効力を失う。

(2) 委員名簿

◎：会長 ○：副会長

氏名	所属・役職等
○ 今井 邦男 いまい くにお	全日本合唱連盟 常務理事 宮城県合唱連盟 理事長
垣内 恵美子 がきうち えみこ	政策研究大学院大学 教授
庄子 真岐 しょうじ まさき	石巻専修大学 准教授
高田 登志江 たかだ としえ	株式会社宮城運輸 代表取締役
三塚 尚司 みづつか ひさよし	宮城県吹奏楽連盟 会長兼理事長
宮原 育子 みやはら いくこ	宮城学院女子大学現代ビジネス学部教授・学部長
村上 ひろみ むらかみ ひろみ	株式会社北洲 代表取締役社長
○ 本杉 省三 もとすぎ しょうぞう	日本大学理工学部 特任教授
館 圭輔 (～H30.3.31) あまの けん 天野 元 (H31.4.1～)	仙台市文化観光局長

敬称略・五十音順

(3) 開催経緯

回	日時	検討課題	会場
第1回	2017（平成29）年 11月27日	・現状・課題と懇話会の役割 ・現状・課題をふまえた主な論点と議論のための仮説の提示	仙台市役所 第四委員会室
第2回	2018（平成30）年 1月12日	・設置目的、ねらいの考え方について ・施設像の考え方について	仙台市役所 第三委員会室
第3回	2018（平成30）年 5月28日	・施設の構成と規模の考え方、事業運営の考え方、管理運営の考え方について	仙台市役所 第二委員会室
第4回	2018（平成30）年 8月10日	・音楽ホールの立地のあり方と検討方法について	仙台市役所 第三委員会室
第5回	2019（平成31）年 1月22日	・音楽ホールの立地と事業手法について	TKPガーデンシティ 仙台勾当台ホール1
第6回	2019（平成31年 2月4日	・報告書（案）について	TKPガーデンシティ 仙台勾当台ホール1

## 2. 立地検討専門部会

### (1) 委員名簿

◎：部会長

	氏名	所属・役職等
委員	垣内 恵美子 かきうち えみこ	政策研究大学院大学教授
委員	宮原 育子 みやはら いくこ	宮城学院女子大学現代ビジネス学部教授・学部長
委員	◎本杉 省三 もとすぎ しょうぞう	日本大学理工学部特任教授
専門委員	坂口 大洋 さかぐち たいよう	仙台高等専門学校教授
専門委員	間庭 洋 まにわ ひろし	仙台商工会議所参与

敬称略・五十音順

### (2) 開催経緯

- 何れの回も冒頭を除き、非公開として開催された。

回	日時	検討課題	会場
第1回	2018(平成30)年 10月22日	・音楽ホールの立地について	仙台市役所 第三委員会室
第2回	2018(平成30)年 11月26日	・音楽ホールの立地について 検討候補地の検討	仙台市役所 第三委員会室
第3回	2018(平成30)年 12月27日	・音楽ホールの立地について 検討候補地の検討	仙台市役所 第一委員会室

仙台市音楽ホール検討懇話会 報告書

2019（平成31）年〇月

仙台市音楽ホール検討懇話会

事務局 仙台市文化観光局文化振興課  
電話 : 022-214-6139  
FAX : 022-213-3225  
e-Mail :